

RM

FOCUS

C
O
N
T
E
N
T
S

年間シリーズ

レジリエントでサステナブルな社会をめざして

▶サイバーインシデント発生時の法的責任と予防のポイント

- 健康経営を人材確保につなげるには
～就活学生に対するリクルート効果の実態と企業が取り組む上でのヒント～
- 人的資本開示におけるガバナンスとリスク管理
～SSBJ基準の適用を見据えた現状・課題と好事例の紹介～
- 教育・保育現場における職員を守るための熱中症の予防と対策
- 地方公共団体における公共施設の老朽化に対するマネジメント

基礎研究レポート

電動キックボードの現状と課題

Vol.
94
2025
summer

CONTENTS



年間シリーズ

レジリエントでサステナブルな社会をめざして

サイバーインシデント発生時の法的責任と予防のポイント 01

健康経営

健康経営を人材確保につなげるには

～就活学生に対するリクルート効果の実態と企業が取り組む上でのヒント～

10

人的資本開示

人的資本開示におけるガバナンスとリスク管理

～SSBJ基準の適用を見据えた現状・課題と好事例の紹介～

15

教育・保育現場における
職員の熱中症

教育・保育現場における職員を守るための
熱中症の予防と対策

21

公共施設の老朽化

地方公共団体における公共施設の
老朽化に対するマネジメント

26

基礎研究レポート

電動キックボードの現状と課題

33

災害・事故情報〈対象期間：2025年3月～2025年5月〉

39

information

40

内容紹介

サイバー攻撃による被害は、直接的な経済損失もさることながら、通常業務の遂行や取引先との取引、顧客からの信頼に大きな影響を及ぼすリスクが懸念される。本稿はTMI総合法律事務所に寄稿いただき、サイバーインシデントが発生した際に企業が負う法的責任や有事対応として必要となる法的対応を整理した上で、有事に備えて平時から対策できることについて、法的な観点から具体的な契約上のポイントも含めて解説する。

健康経営に期待される効果の一つに、リクルート効果がある。経済産業省の調査では就活学生やその親が「従業員の健康や働き方に配慮」を重視するとの結果である一方、就職人気ランキングに対する健康経営の影響は認められないとする調査もある。本稿では、ビューティ&ウェルネス専門職大学・専任教授の新井卓二氏に、企業がリクルート効果を得るための健康経営の取り組みや健康経営の社会的な広がりについて解説いただいた。

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示基準として採用が見込まれるSSBJ基準が2025年3月に公表された。人的資本に関しても、SSBJ基準が定める一般基準の四つのコア・コンテンツである「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」に沿った開示が求められる見込みである。本稿では、人的資本における「ガバナンス」「リスク管理」の取り組みをどのように進め、また開示に備えていくべきか、企業の取組実態を踏まえ、課題の提示や好事例を紹介する。

近年の気候変動による過酷な暑熱環境の影響で、教育・保育現場では職員の熱中症リスクが高まっている。改正労働安全衛生規則では、職員を熱中症から守るための体制整備や手順作成が求められており、各施設においては活動場面ごとの熱中症リスクを理解のうえ、対策を強化することが急務である。本稿では、熱中症発生のメカニズム、要因を解説するとともに、改正労働安全衛生規則の内容を基に、教育・保育現場における職員の熱中症予防と対策について解説する。

日本の公共施設は、多くが高度経済成長期に建設され、老朽化対策が急務となっている。老朽化した施設の修繕・更新には膨大な費用がかかることに加え、将来的な人口減少および税収減も想定されることから、地方公共団体においてはコストと運用の両面で中長期的視点の対応が求められる。本稿では、「予防保全」型の施設管理の導入等、地方公共団体での先行取組事例を紹介したうえで、公共施設の老朽化問題における今後の取り組みについて考察する。

2023年7月の道路交通法改正により、一定の規格の電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」に分類され、16歳以上は免許不要で利用可能になる等、規制が大幅に緩和された。利用の手軽さからシェアリングサービスが拡大する一方、交通違反や事故が増加しており、利用者への交通ルールの周知・徹底が急務である。本稿では、普及が先行する諸外国の現状を解説するとともに、日本での課題、今後の動向について考察する。

サイバーインシデント発生時の法的責任と予防のポイント



TMI総合法律事務所

パートナー弁護士

アソシエイト弁護士

アソシエイト弁護士

寺門 峻佑 氏 (左)

芥川 詩門 氏 (中)

中山 翔太 氏 (右)

要旨

本稿では、まず、サイバーインシデントが発生した際に企業がどのような法的責任を負うのか、また、有事対応としてどのような法的対応が必要となるのかについて、一般的なBtoBビジネスまたはBtoCビジネスを展開する企業の立場を「自社」として想定しつつ、適宜、それらの企業の業務委託先やITベンダー企業(以下、「委託先等」)の視点も交えながら整理する。その上で、有事に備えて平時から対策できることについて、法的な観点から具体的な契約上のポイントも含めて説明する。

2025年1月30日、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)は、「情報セキュリティ10大脅威 2025」¹⁾を公表し、その結果は1位がランサム攻撃による被害、2位がサプライチェーンや委託先を狙った攻撃となった。ランサム攻撃とは、PCやサーバーへのランサムウェアと呼ばれるウイルスの感染後、PCやサーバーのロックやデータの窃取、暗号化等を行い、これらを取引材料とした様々な脅迫により、企業に金銭を要求するものである²⁾。サプライチェーンや委託先を狙った攻撃とは、調達から販売までのサプライチェーンや業務委託等の委託先の中でセキュリティ対策の甘い組織を狙った攻撃であり、直接の攻撃対象者ではない自社のデータやシステムが被害に遭うケースも増加している。

直近3年間のサイバー攻撃による累計被害額は1社あたり平均約1億7,100万円、特にランサム攻撃による被害の累計被害額は平均約2億2,000万円との調査結果もあり、しかもその平均額は年々増加傾向にある³⁾。また、サイバー攻撃からの復旧に要した時間については平均で6.1日であり、特にランサム攻撃の場合、復旧に要した時間は、平均で10.2日との調査結果も公表されている⁴⁾。サイバー攻撃による被害は、直接的な経済的損失もさることながら、これにとどまらず、通常業務の遂行

や取引先との取引、顧客からの信頼に大きな影響を及ぼすリスクが懸念される。企業としては、サイバー攻撃を防ぐ方法を検討するのみならず、「もしも」が起きてしまった際にいかにして自社の損害を最小限に抑えるか、その体制整備もまた重要な課題となっている。

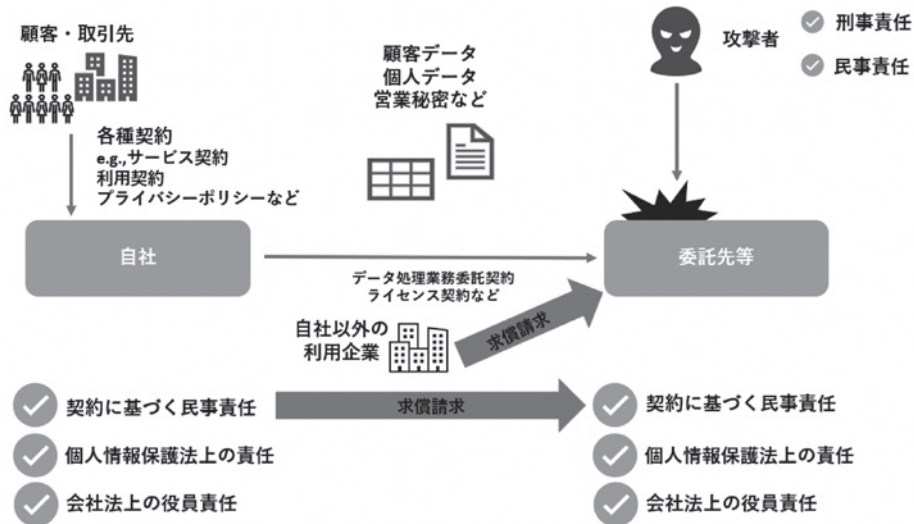
1. 法的責任の整理

まず、サイバーインシデントが発生した場合に、企業が負う法的責任の概要について、民法、会社法および個人情報保護法の観点から、次頁の図1を前提に、簡単に整理する。

(1) 民法

自社または委託先等にサイバーインシデントが発生した結果、自社の顧客等の個人データや取引先の秘密情報などの保有データが漏えい等した場合には、当該顧客や取引先などから民事上の損害賠償請求がなされる可能性がある。

また、仮に、自社または委託先等に当該サイバーインシデント



【図1】企業が負う法的責任の概要

（筆者作成）

が発生した原因が、委託先の開発したシステムや、SaaSサービスにおけるセキュリティ上の脆弱性等にある場合であっても、顧客や取引先などに対する損害賠償責任については、まず自社が負うことになる。そのうえで、自社としては、委託先等に対して、求償請求として、民事上の損害賠償責任を追及することになる。

上記に関して、委託先等の立場では、委託先等が提供するシステム、IoT製品、クラウドサービス等が多数の利用企業にとって業務プロセスの要となりうるものであり、インシデントがその製品やサービスにおけるセキュリティ上の脆弱性に起因する場合には、その多数の利用企業（上記図1の「自社」・「自社以外の利用企業」）から、同時多発的に損害賠償請求を受ける事態に陥る可能性もある。

この民事上の損害賠償責任は、具体的には、債務不履行責任と不法行為責任が考えられる。

ア) 債務不履行責任

債務不履行に基づく損害賠償請求は、以下の要件に該当する事実を請求者（債権者）が立証した場合に認められる。

法律要件	サイバーインシデント発生時のポイント
①債務不履行	被請求者（債務者）が「債務の本旨に従った履行」をしなかったことをいう。「債務の本旨」とは、債務者が負う債務の本質的な内容をいい、基本的には契約の解釈によって定まる。実務上は、契約において、秘密保持義務や情報管理義務等が規定され、契約相手方の情報の適切管理が義務付けられていることが多く、自社がサイバーインシデントにより情報漏えい等を発生させた場合には、当該義務違反により、契約相手方に対する

債務不履行を構成することが多い。なお、被請求者（債務者）から過失がなかったことを立証すれば責任を免れることも可能だが、実務上、その立証は困難を伴う傾向にある。

他方、委託先等を原因とするサイバーインシデントの場合、委託先等が自社に対する債務不履行責任を負うかは、自社との契約上の秘密保持義務等の規定のほか、当該契約において委託先等が提供すべき役務等にセキュリティ対策を実施する義務が含まれるかに左右される。契約実務上は、セキュリティ対策の実施義務は具体的に明記されていないケースも多い。もっとも、裁判例では、セキュリティに関する具体的な合意はされていない事案において「当時の技術水準に沿ったセキュリティ対策を施したプログラムを提供することが黙示的に合意されていた」ことを認定したもの（東京地判平成26年1月23日判例時報2221号71頁）もある。

いずれにしても、事前に契約書等においてサイバーインシデント発生を見越した各種条項を盛り込んでおくことが望ましく、その詳細は3.で述べる。

②損害の発生

請求者（債権者）に現実に損害が生じたことをいう。例えば、自社の顧客等の個人データや取引先の秘密情報などの保有データが漏えい・滅失・毀損等した場合には、これにより顧客等に発生した実害が損害となる。

他方、委託先等を原因とするインシデント事案の場合、上記に加え、例えば、これにより自社が委託先等のサービス等を利用できなくなったこと自体も損害になりうる。

	また、その場合において、自社が自らのビジネスを遂行できなくなったことによる利益の喪失等について損害になる場合もありうる。いずれにしても、契約内容や事案の内容・性質等の様々な事情により、結論は異なりうる。
③因果関係	発生した損害が債務不履行により生じたものであることをいう。例えば、以下の場合には因果関係が否定され、損害賠償は認められない。 (i) 債務不履行の事実にかかわらず損害が発生していたといえる場合 (ii) 被害者や第三者の通常は予想できない行動等により当該損害が発生した場合 (iii) 通常は当該債務不履行の事実によりその損害が発生するという関係性が認められない場合 サイバーインシデントの場面では、通常業務の停止に伴う営業損失や取引の逸失利益、サイバーインシデントの対応に従事した従業員の残業代などについて、因果関係が認められるかどうか問題となることが多い。

イ) 不法行為責任

不法行為に基づく損害賠償請求は、以下の要件に該当する事実を請求者（被害者）が立証した場合に認められる。

法律要件	サイバーインシデント事故発生時のポイント
①過失	被請求者（加害者）の故意または過失の存在をいう。過失の認定にあたっては、被請求者において、損害発生の結果を予見できたか、予見できたとして結果回避行動を取りえたか、予見される損害と結果回避行動に要する費用は釣り合っているか、当該費用を負担すべき事情があるか等を総合考慮して被請求者の結果回避義務の有無が判断され、これを怠ったことが過失とされる。サイバーインシデントの場面でも上記の考え方に照らして、被請求者における当該サイバー攻撃に対するセキュリティ対策実施義務の有無が争点となる。
②権利侵害	請求者（被害者）の権利または法律上保護される利益が侵害された事実をいう。生命、身体（健康）、財産のみならず、プライバシーなどの権利も含まれる。

③損害発生	請求者（被害者）に損害が生じたこと、当該損害が過失による権利侵害行為により生じたことをいう。③および④は、基本的には債務不履行の場合と同様に判断される。
④因果関係	

債務不履行責任と不法行為責任は、請求の根拠は異なるものの、責任認定に向けての検討プロセスは共通する。通常、直接の取引関係がある相手方に対しては、まず債務不履行責任の追及を検討し、直接の取引関係がない、または直接の取引関係における契約上は債務不履行を主張することが難しい相手方に対して、不法行為責任の追及を検討することが多いが、事案に応じた検討が必要となる。

(2)会社法

会社法上、企業の規模を問わず、取締役には善良な管理者の注意（経営の専門家として株主から委任を受けた立場として通常要求される注意）をもって職務を行う義務（以下、「善管注意義務」）があり、この義務の内容として、取締役には、自社の情報セキュリティ管理体制について、適切な構築・運用を行うことが要求されている。

したがって、自社がサイバー攻撃を受け、何らかの損害が発生した際に、その原因が情報セキュリティ管理体制について適切な構築・運用をしていなかったと判断される場合には、取締役の善管注意義務違反に基づく損害賠償責任（任務懈怠責任）が問われる可能性がある。これは、製品やサービスを提供する委託先等の会社においても同様である。

情報セキュリティ管理体制を適切に構築・運用していたかについての評価においては、一般に取締役の善管注意義務違反の有無を判断する際に用いられる、いわゆる経営判断原則（取締役の判断の過程・内容に著しく不合理な点がない場合には、取締役の善管注意義務に違反しないと結論づけられるルール）が当てはまる。具体的には、善管注意義務違反の評価にあたって、①経営判断の前提となる事実認識の過程（情報収集、調査および検討）における不注意な誤りに起因する不合理さの有無と、②当該事実認識に基づく意思決定の過程および内容の著しい不合理さの存否が検討されることになる。

このような基準からすると、善管注意義務違反に問われないためには、適切な人材のもとで、適切な手段による情報収集を行い、自社を取り巻くサイバーセキュリティの環境や近時におけるサイバー攻撃の趨勢およびサイバーインシデントの事例を把握したうえで、自社の業界水準に照らした適切な情報セキュリティ体制の構築・運用を図る必要がある。これは、リスク（危険性）を特定し、リスクの大きさに合わせた対応をとるリスクベースアプローチの方法によるものであり、この考え方は、自社そのものの情報セキュリティ体制の構築

のみならず、委託先等の選定にあたって必要となる。また、製品やサービスを提供する委託先や事業者の立場においても、その製品やサービスの提供体制との関係で、同様の考え方が当てはまる。

(3)個人情報保護法

自社が取り扱う情報が個人情報保護法上の個人データに該当する場合、個人情報保護法に基づく対応が必要となる。自社が、個人データに係る安全管理措置の実施を怠った結果、個人データが漏えい等した場合においては、個人情報保護委員会による勧告・命令がなされる可能性があるとともに、さらにこの命令を受けた会社が当該命令に違反した場合には、会社に対して個人情報保護委員会による公表と1億円以下の罰金が、行為者に対しては1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されるおそれもある。

個人情報保護法において、情報セキュリティ体制構築との関係で、企業に求められている要求事項の概要は下表のとおりである。

要求事項	具体的な要求事項と対策概要
安全管理措置の実施	事業者は、取り扱う個人データの漏えい等の防止、その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。とるべき安全管理措置の内容は、一義的に定められてはおらず、個別具体的な個人データの取扱いに係るリスクに応じて必要かつ適切な内容とする必要がある^{注1)}。 具体的には、①基本方針の策定、②個人データの取扱いに係る規律の整備、③組織的安全管理措置、④人的安全管理措置、⑤物理的安全管理措置、⑥技術的安全管理措置、および⑦外的環境の把握の観点からそれぞれ適切な安全管理措置を実施する必要がある。
委託先の管理	事業者は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、委託先において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。 具体的には、上記の安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行う必要があり、個人データの取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模および性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質および量を含む。）等に起因するリスクに応じて、①適切な委託先の選定、②委託契約

	の締結、③定期的に監査を行う等による委託先における個人データ取扱状況の把握を行う必要がある。
個人情報保護委員会への報告と本人への通知	個人情報保護法上、次に掲げる事態が生じた場合には、個人情報保護委員会への報告および本人通知を行うことが必要とされる。 ①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態 ②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態 ③不正の目的をもって行われたおそれがある個人データ（当該事業者が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態 ④個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態 ①速報の提出 事態を知った日から3～5日以内に、速報を提出する必要がある。速報段階では、法令上求められる報告内容^{注2)}のうち、その時点で把握している情報のみの報告で良いため、事業者としては、初動調査により把握した事実関係に基づき、とにかく期限内に報告を提出することを目指すことになる。 ②本人通知・他省庁への報告 権限委任をしている業種（対象業種）に該当する事業者は、各権限委任先省庁への報告が必要となる⁵⁾。 さらに、個人情報保護委員会への報告が必要な場合には、併せて、個人データに係る本人に対する通知を行う必要がある。また、個別の通知先が不明である等の理由により当該通知が困難な場合には、ウェブサイトへの公表等の対外公表を行うことが必須となる。 ③確報の提出 事態を知った日から60日以内^{注3)}に、確報を提出する必要がある。確報提出時点で、合理的努力を尽くしたものの一部の事項が判明していないときは、その時点で把握している内容を期限内に報告しつつ、事後的に、続報を提出して報告を追完することとなる。

2. 有事発生における法的対応

本項では、上記の法的整理を踏まえて、サイバーインシデントが発生した際に、具体的にどのような対応が求められるのか、自社と委託先等のそれぞれの視点から、その時間軸に沿って解説する。

(1)Phase1:初動から速報・第一報まで

サイバーインシデントの検知後すぐから約1週間程度で実施していくことになる一連の法的対応は以下のとおりとなる。

ア) 初動対応

サイバーインシデント発生時には、検知、チーム編成、初期分析・トリアージ、復旧対応、初期報告、詳細調査、最終報告、業務復帰といった時間軸に沿った一連の対応が求められるが、特に、初動における各種対応は重要である。前述のとおり、サイバーインシデント発生に伴い各種法的責任を負うため、早期の復旧、関係各所への報告・説明等を進め、リスクを最小化する取り組みが必須である。

具体的には、サイバーインシデントの検知後、直ちに、適切なチーム編成（情報システム部門はもちろん、管理部門担当の執行役員等の統括責任者を筆頭に、法務、広報、営業など各部門の責任者と、弁護士やセキュリティ専門企業等の外部専門家を集める必要がある。）を行い、初期分析とトリアージ（影響範囲、二次被害防止、調査スコープ、顧客対応方針、対外説明方針、当局対応方針等を検討し優先順位付けする。）、復旧対応、初期報告を進めることになる。この初動における各種対応がインシデント対応全体の方向性を決め、また、後述の各種法的対応の前提となる側面があり、平時の段階から、様々なケースへのシミュレーションをしておき、有事に迅速対応できるようにすることが望ましい。

特に、委託先等がサイバー攻撃を受け、その製品やサービスの機能提供の停止・遅延等が発生したケースでは、自社は、当該機能に依拠したビジネスが停止・遅延等することとなり、エンドユーザーからの損害賠償リスクに晒される。委託先等の視点では、自社のみならず多数の利用企業が存在するため、同時多発的に損害賠償リスクに晒される。したがって、早期の復旧や関係各所への報告・説明等は極めて重要であるとともに、こうした事案では、特に、初期段階から、関係各所との間で適用される契約の内容を分析し、法的リスクの範囲や内容、性質等を洗い出しておくことが重要である。

なお、近時、サイバーインシデント事案の多発により、早期に調査着手可能なフォレンジック調査会社をタイムリーに起用することの難易度が高い点に留意が必要である。その他の専門家も含め、日頃から関係性を構築しておくことが重要となる。

イ) 個人情報保護委員会その他関連当局への報告（速報）

前述のとおり、一定のサイバーインシデントが発生した場合、個人情報保護委員会その他関連当局への報告を3～5日以内に実施する必要があるため（速報）、初動対応の状況を踏まえて迅速に対応する必要がある。なお、委託先等におけるインシデント事案の場合でも、原則自社が速報提出義務を負うため、速やかに委託先等と連携して、委託先等から情報開示を受け、対応する必要がある。委託先等の視点では、自社を含む利用企業への協力は必須であるとともに、影響する利用企業が多数存在する場合には、委託先等において、多数の利用企業の分を取り纏めて、代わりに速報を提出することもある。

ウ) 警察その他関連機関との連携

サイバーインシデント発生時において警察等との連携は必須であり、個人情報保護委員会への速報と同じタイミングなど、早期に連携を開始するべきである。警察への情報提供は、自社のために助言を受けるのみならず、情報を提供することにより将来の他社の被害を防ぐという公益的な意味合いもある。同様の観点で、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）や一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター（JPCERT/CC）に対して届出を行うことも検討すべきである。

エ) 早期の通知・对外公表（第一報）

後述のとおり、個人情報保護法上、本人通知を実施することが必要になるが、これとは別に、より早期のタイミングで、従業員、取引先、顧客への通知や、对外公表を行うことが必要な場合がある。例えば、ランサム攻撃により、データベースが暗号化され、通常のビジネスフローが止まったり、攻撃者により自社名が公表されてしまったりした場合には、早期の通知や对外公表を行い、混乱を避ける必要性が高い。そこで、初動対応の結果を踏まえた適切な判断が必要となる。

(2)Phase2:その後の確報・続報まで

Phase1の対応に引き続き、詳細調査等を実施し、関係各所への説明責任を果たすため、最終報告に向けて取り組みを継続していくことになるが、その概要は以下のとおりである。

ア) 個人情報保護委員会その他関連当局への報告（確報）

前述のとおり、原則30日以内（不正アクセス事案などの不正な目的で行われたおそれがある場合には60日以内）に、個人情報保護委員会、その他関連当局に対して、詳細調査を

踏まえた報告を行う必要がある（確報）。法令上求められる報告内容のすべて（再発防止のための措置まで含む）を詳細に報告する必要があり、実務上、対応のタイムラインはかなり厳しいものとなることが通常である。

確報における報告内容は前述のとおりであるが、特に、発生原因・二次被害・再発防止措置の検討・報告と、漏えい等のおそれがある個人データの項目・数の特定・報告が、実務上ポイントとなる。前者は、フォレンジック調査結果の報告書の内容を踏まえ、情報システム部門と法務部門が連携して、検討・作成することになる。後者は、フォレンジック調査で判明したサイバー攻撃対象となった、またはその可能性のあるサーバーや端末内に保存されていた個人データの項目・数について、特定作業を行ったうえで、集計する必要がある。ランサム攻撃事案のように事業者のデータベースすべてが暗号化されるようなケースでは、その後に初めて特定の作業を行うのでは困難を極める場合があるので、平時から、いかなる個人データを保有しているかについて、整理・管理しておくことが望ましい。

なお、委託先等におけるインシデント事案の場合に、自社と委託先等との間で連携が必要であることは、前述の速報の箇所で述べたとおりである。

イ) 本人通知・従業員通知・取引先通知・对外公表

前述のとおり、個人情報保護委員会への報告対象事案については、漏えい等の可能性のある個人データに係る本人への個別通知を行う必要もある。本人には、個人顧客のみならず、取引先や自社の従業員や派遣社員等も含まれる。加えて、個別の通知先が不明である等の理由により当該個別通知が困難な場合には、ウェブサイトへの公表等の对外公表を行うことが必須となる^{注4)}。

さらに、取引先から受領した営業秘密等の各種情報が漏えい等した場合には、個人情報保護法上の要請とは別途、契約上の義務履行として、また、将来的な取引継続の観点から、取引先への一定の事項の通知や説明を行うことになる。取引先との契約内容によっては、賠償額も高額となる可能性があるため、説明責任を果たし、二次被害防止や損害軽減措置についても迅速かつ適切に講ずる必要性が特に高い。

なお、委託先等におけるインシデント事案の場合には、自社と委託先等との間で連携し、どのような体裁で通知を行うかについて十分な協議が必要である。

ウ) 広報・お客さま対応の留意点

早期の通知・对外公表（第一報）においても同様の側面はあるが、特に、上記イ)の本人への個別通知の実施後は、様々な問い合わせを多数受領することが想定されるので、コールセンターの設置を含めた問い合わせ対応リソースの確保

（法人顧客は担当営業、メディアは広報部門、消費者はコールセンターなど、適切な対応のための交通整理が重要である。）による迅速かつ適切なレスポンス、想定FAQの作成等による一貫した正確な回答、問い合わせ管理シートの活用や想定FAQでカバーできない個別対応が必要な問い合わせがあった場合のエスカレーション体制整備による広報・お客さま対応の品質向上などに留意する必要がある。

(3)Phase3:継続交渉(被害補償対応を中心に)

前述のとおり、サイバーインシデントにより顧客の個人データや取引先の秘密情報などの保有データが漏えいした場合には、当該顧客や取引先などから民事上の損害賠償請求がなされる可能性があり、上記対応後も、一部の顧客や取引先との間で、被害補償対応に関する交渉が継続することがある。基本的な対応としては、補償対応を性急に行ったり、補償対応を一切行わない旨を断言したりせず、相手方と自社との間の法律または契約関係を正確に把握し、誠実に交渉する必要がある。補償対応を行う場合であっても、相手方の性質に応じて、秘密保持義務を入れた合意書を作成する等の対応を検討する必要がある。

特に、委託先等におけるインシデント事案の場合、委託先等の視点からは、多数の利用企業との間で円満かつ公平な解決を図る必要性が高い。早期の段階から、利用規約や契約書を分析の上、いかなる法的根拠に基づいて、いかなる法的責任を負うのか、それとは別途、ビジネス上の観点からどのような解決が妥当であるのかを検討し、計画的に、誠実に交渉する必要がある。

(4)その他

ランサム攻撃事案では、攻撃者から身代金の支払い要求がなされることがあるが、身代金の支払いを行ったとしても、暗号化されたデータの復号やデータ公開の停止が保証されるわけではないこと、また、秘密裏に身代金の支払いを行うことで本来的に実施すべき原因究明のための調査、再発防止策の策定・実施、関係各所への説明対応等をスキップすることは取引先等との関係で重大な背信行為となりうること、さらには、身代金の支払いが法令違反に該当するケースもあること^{注5)}から、このような要求については応じてはならない。

また、本項は、主としてランサム攻撃等を念頭に置いているが、クレジットカード情報の漏えい事案においては、その対応に特殊性があるので留意が必要である^{注6)}。

3. 平時における対応

最後に、これまでの内容を踏まえて、平時において、有事における法的責任を最小限にとどめるためのポイントを解説する。

(1) 体制整備

ア) サイバーインシデント発生時の社内の連携の重要性

サイバーインシデント事案においては、情報システム部門等を主体とする調査・復旧対応の状況を見極めつつ、そこで得られた情報を前提として法的・組織的対応を決定する場面が多く、情報システム部門等（CSIRTやフォレンジック調査会社等の外部専門家）と法務部門等（法務部門、広報部門および弁護士等の外部専門家）との連携が極めて重要であり、例えば、以下の対応を行うことが考えられる。

- 有事における情報システム部門等と法務部門等との具体的な役割分担を平時から定める。社内のインシデント対応マニュアルにこの点を盛り込み、社内研修等において対応方針を周知しておくことも有用である。
- 平時から、情報システム部門等と法務部門等との間でサイバーインシデント対応に関する意見交換の場を設ける。セキュリティ管理委員会等の横串を通じた組織の組成が有用であるが、これに限らず、例えば、経営会議で定期的にセキュリティに関する議題を上げる、定例のサイバーインシデント訓練を情報システム部門等と法務部門等の合同で行う（経営層を巻き込むことも検討に値する）、といったことも考えられる。
- 情報システム部門等と法務部門等は、それぞれの専門分野における知見・検討ポイントを、他方の部門および経営層など、専門分野ではない者に対して、分かりやすく説明するための準備や社内研修を平時から行い、有事においても、この点を心掛けた対応を行う。

イ) 委託先管理

前述のとおり、委託先の管理が求められるが、具体的には、次の三つのプロセスについて、リスクに応じて必要かつ適切な措置をとる必要がある^{注7)}。

① 委託先の選定

委託元は、適切な個人データの取扱いを行う委託先を選定する必要がある。委託先の選定にあたっては、委託先において、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」⁶⁾の「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に定める各項目の実施状況に関するチェックリストを送付して回答させ、当該回答結果に基づき、必要かつ適切な措置が

実施されているか否かを審査することなどが考えられる。また、大手クラウドベンダ等との間でクラウドサービスの利用に係る契約を締結する場合には、当該クラウドベンダがセキュリティホワイトペーパーを公表しているケースもあるため、クラウドサービスの選定にあたり当該ホワイトペーパーを合わせて確認することが有用である。

② 委託契約の締結

委託元は、委託先との間で個人データの取扱いに関する契約を締結することが求められる。実務上、サービスの提供に係る契約（例：クラウドサービス利用規約）とは別に、「個人情報の取扱いに関する覚書」、「データ処理契約（Data Processing Agreement）」等の名称の書面が締結されることも多い。委託契約には、次に掲げる事項を盛り込むことが考えられる^{注8)}が、後記（2）において重要条項については具体的に解説する。

- (i) 委託元の監督・監査・報告徴収に関する権限
- (ii) 委託先における個人データの漏えい等を防止するための措置および目的外利用の禁止
- (iii) 再委託に関する条件
- (iv) 漏えい等事案が発生した場合の委託元への報告義務・委託先の責任

③ 定期的な監査

委託元に対しては、契約締結後も、委託先における個人データの取扱い状況を定期的に確認する必要がある。このため、あらかじめ委託契約において委託元の監査権限を定めておくことが必要である。監査においては、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査し、リスク評価をした上で、適宜委託の内容の変更、委託の中止等の措置を取ることが考えられる。

(2) 契約上の対応

体制整備に加え、取引先等との間で締結する契約において、情報セキュリティの観点を意識した契約条項を設けておくことが極めて有用である。特に規定すべき条項としては、次に掲げるものが考えられるが、自社の立場からは、委託先等に対して十分な義務を課しているかを検討し、委託先等の立場からは、過剰な義務を負担していないかを検討することが、それぞれ重要となる。

ア) 守秘義務条項

守秘義務条項は、一般的に、相手方から対象となる一定の情報を受領した当事者が、当該情報を第三者に対して開示したり、漏えいしたりすることを禁ずる条項である。サイバーインシデントによる情報漏えい等が発生した場合に、守秘義務

違反が論点となりうる。

守秘義務の対象となる情報の定め方は様々であり、「開示された一切の情報」と広く規定されることもあれば、「『秘』、『Confidential』等の表示により秘密であることを明示して開示した情報」と限定されることもある。

自社の立場からは、特に、もっぱら自社が委託先等に対して情報を提供する側になる場合は、提供情報が保護される可能性を高めるべく対象情報の範囲を十分に確保することが合理的であり、また同時に、委託先における提供情報の利用目的や、例外的に提供情報を開示しうる第三者の範囲を限定しておくことも必要である（委託先等の立場からは、反対に、必要に応じて範囲の限定等を検討することになる。）。

イ) セキュリティレベルまたはデータの管理体制に関する条項

営業秘密、個人データその他の重要なデータをやり取りする案件では、自社と委託先等との協議により委託先等において実施すべきセキュリティ措置を合意し、その措置またはその措置と同等のセキュリティ水準を維持する義務を課しておくことが重要である。

また、事前の委託先等の審査にて、当該委託先等との関係でセキュリティ措置が不十分であることが明らかになった場合に、さらに契約に進む場合には、追加的な措置を実施することも合意の対象に盛り込んでおく必要がある。

ウ) サイバーインシデント報告・調査等の協力に関する条項

委託先等において個人データの漏えい等が起きた際には、法令上、委託元である自社が自ら個人情報保護委員会への報告等をする必要がある。そのため、この報告等を確実に果たすためには、委託先等に対し、漏えい等が起きた際に、委託元へ報告する義務を課しておくことが肝要となる（なお、個人データの漏えい等に限らず、営業秘密等の漏えい等の事案でも報告させることが望ましい。）。

委託先等に対し報告義務を課すに際しては、その報告事項として、（漏えい等したのが個人データであるか否かを問わず）前述の個人データの漏えい等報告における個人情報保護委員会への報告事項を十分にカバーできる内容を定めておくことが考えられる。

また、委託先等の報告の後であっても、委託元の調査等に協力させ、または委託元の指示に基づいて自ら調査等を行わせるなど、委託先等に対し、委託元における一連のインシデント対応に協力する義務を課しておくことも肝要となる。

エ) 損害賠償に関する条項

前述のとおり、サイバーインシデント発生に伴い、自社は顧客や取引先等から、委託先等は自社その他の顧客から、

それぞれ損害賠償請求を受ける可能性があり、その請求根拠としては、民法上の債務不履行責任や不法行為責任がありうるが、この点を見越して、あらかじめ契約書等において損害賠償に関する条項を定めておくことが望ましく、実務上は必須といえる。

損害賠償に関する条項を定める場合、賠償の対象となる損害の範囲を明確にしておくことが重要である。また、委託先等の立場からは、あらかじめ損害賠償責任を可能な限り最小化すべく、下記条項例のように自社が負う損害賠償の範囲や上限を設けるケースも多くみられる。まず、損害賠償の「範囲」について、民法上は、債務不履行責任は「通常生ずべき損害」（通常損害）の賠償を原則とし、例外的に「特別の事情によって生じた損害」（特別損害）であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときには請求することができるとされ、不法行為責任においても同様の考え方が当てはまることを踏まえ、契約上では損害賠償の範囲を通常損害に限定するというのである。また、損害賠償の「上限」については、例えば月額料金の一定期間分を上限にすることが考えられる。自社としては、このような損害賠償の範囲や上限が、万一インシデントが発生した際に、十分にカバーできる内容となっているかを検討し、不足する場合には、契約内容の交渉を検討する必要がある。

【条項例】

（損害の範囲を限定する条項）

当社の債務不履行または不法行為により本サービスに関連してユーザに損害が生じた場合、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、通常生ずべき損害の範囲内でこれを賠償するものとします。

（損害額の上限を設ける条項）

本サービスに関連する当社の債務不履行または不法行為によってユーザに生じた損害について、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、●万円を上限としてこれを賠償するものとします。

オ) SLAについて

SLA(Service Level Agreement)とは、提供されるサービスの範囲・内容・前提事項を踏まえた上で「サービス品質に対する利用者側の要求水準と提供者側の運営ルールについて明文化したもの」である。例えば、サービス提供にあたっての通信速度、利用停止時間（ダウンタイム）の上限などの保証項目と保証値を設定し、実際の品質がこの保証値を下回った場合には利用料金の減額などによる補償を行う、というものである。製品やサービスを提供する委託先等はできる限り補償を回避するために、SLAにおいて自らに有利な値を設定しようとすることもあるが、SLAによりすべてが免責される

ものではなく、双方にとって合理的な内容にする必要があることに留意する必要がある。

また、自社が製品やサービスを利用する場合には、当該サービスを導入する必要性や、自社での重要性、他社の同種サービスの有無などを勘案し、SLAが受け入れ可能なものになっているかを検討する必要がある。

サイバーインシデントは企業に深刻な影響を与える可能性があり、事前の準備と、発生後の迅速かつ適切な対応が重要である。これらの情報を参考に、サイバーインシデント発生時の法的責任を理解し、予防対策を徹底することで、組織のセキュリティレベルを向上させることが必要である。

以上

参考文献・資料等

- 1) 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)「情報セキュリティ 10 大脅威 2025 組織編」<https://www.ipa.go.jp/security/10threats/eid2eo0000005231-att/kaishetsu_2025_soshiki.pdf> (最終アクセス2025年6月4日)
- 2) 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) のもとで2024年に発生した社会的に影響が大きかったと考えられる情報セキュリティにおける事案から選出。<<https://www.ipa.go.jp/security/10threats/10threats2025.html>> (最終アクセス2025年6月4日)
- 3) トレンドマイクロ株式会社「セキュリティ成熟度と被害の実態調査 2024」<https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/press-release/2024/pr-20241210-01.html> (最終アクセス2025年6月4日)
- 4) 同上 (最終アクセス2025年6月4日)
- 5) 個人情報保護委員会「個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁並びに当該業種等における漏えい等事案発生時の報告先【詳細版】」<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kengeninin_list_detail_R4.pdf> (最終アクセス2025年6月4日)
- 6) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)」<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250401_guidelines01.pdf> (最終アクセス2025年6月4日)

注)

- 1) ガイドライン上、「個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模および性質、個人データの取扱い状況 (取り扱う個人データの性質および量を含む。)、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。」とされている (個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)」3-4-2)
- 2) a.概要、b.漏えい等が発生し、または発生したおそれがある個人データの項目、c.漏えい等が発生し、または発生したおそれがある個人データに係る本人の数、d.原因、e.二次被害またはそのおそれの有無およびその内容、f.本人への対応の実施状況、g.公表の実施状況、h.再発防止のための措置、i.その他参考となる事項
- 3) 原則は30日以内とされているが、例外的に、上記iii)の報告対象事態が生じた場合 (不正アクセス等の場合)には、60日以内に伸長されている
- 4) 反対に、個別通知が可能な場合に、ウェブサイトへの公表等の対外公表によりこれを代替することは許容されていない
- 5) OFAC規制等の海外におけるテロ等の犯罪組織への資金提供に関する規制に抵触し、制裁が課される可能性がある
- 6) 当該事案では、基本的には、クレジットカード加盟店側においては、自らの判断のみで対応方針を決めるのではなく、クレジットカード会社との加盟店規約に基づき、クレジットカード会社の指示に沿ったインシデント対応を行う必要があり、連携・合意に要する時間も踏まえた迅速な対応が必要となる
- 7) ガイドライン上、「委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模および性質、個人データの取扱い状況 (取り扱う個人データの性質および量を含む。))等に起因するリスクに応じて、次の(1)から(3)までに掲げる必要かつ適切な措置を講じなければならない」とされ、当該(1)から(3)として、本稿記載の①～③のプロセスが掲げられている (個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)」3-4-2)
- 8) 個人情報保護委員会・金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」6-3。なお、個人情報保護委員会・経済産業省「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」II2(4)4)および個人情報保護委員会・法務省「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン」第6.3にも委託契約に盛り込む事項の例が掲げられており、参考になる

健康経営を人材確保につなげるには

～就活学生に対するリクルート効果の実態と
企業が取り組む上でのヒント～

ビューティ&ウェルネス専門職大学
専任教授 新井 卓二 氏



要旨

- 健康経営が普及する中、経済産業省の調査では就活学生やその親が「従業員の健康や働き方に配慮」を重視する一方で、他の調査では就職人気ランキングに対する健康経営の影響は認められず、その要因として大学生における健康経営の認知度が低いことなどが推察される。
- 大学生における健康経営の認知度は約25%、大学のキャリアセンター職員は約78%と差があり、キャリアセンター職員は健康経営を知っているものの、就活学生にはあまり紹介していない状況にある。
- 企業が健康経営の取り組みによりリクルート効果を得るためには、ホームページや各種求人サイト上でこれらを紹介することや、メディア等への露出を狙うなど、求職者の目に触れるよう周知していくことが望まれる。
- 昨今、陸上自衛隊や国家公務員等においても健康経営への取り組みや検討が進められている。また、健康経営に関する国際規格ISO25554 (Wellbeing ISO) が発行され、大阪・関西万博において健康経営が紹介されるなど、国際的な関心の高まりとともに国内でも取り組む企業がさらに増えていく可能性がある。

1 健康経営の現状

「健康経営」という言葉をご存じの読者も多いのではないのでしょうか。経済産業省のホームページによると、健康経営とは「従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること」¹⁾とあります。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上など組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されています。

健康経営は、1992年に出版された『The Healthy Company』²⁾の中で、著者のロバート・ローゼン氏が提唱したことが発端とされています。日本には、2006年に岡田邦夫氏がNPO法人健康

経営研究会³⁾を発足させ、持ち込まれました。

2010年には、経済産業省が「健康会計(仮称)」を提唱したことがきっかけとなり、健康経営と名がつく初めての書籍『会社と社会を幸せにする健康経営』⁴⁾が発刊されました。その後、2015年から現在まで毎年続いている上場企業を対象とした顕彰制度の健康経営銘柄⁵⁾を、経済産業省と東京証券取引所の共催で開始し、2017年からは経済産業省と日本健康会議⁶⁾の共催で、上場企業だけでなく医療法人や未上場企業も対象とした新たな顕彰制度、健康経営優良法人⁷⁾(大規模法人部門と中小規模法人部門)が開始されました。健康経営優良法人認定の上位500社に、それぞれ「ホワイト500」、「ブライツ500」の冠が付与されています。また、2024年からは中小規模法人部門への申請企業が2万社を超えたため、上位500社の表彰だけでは少ないとの判断となり、「ネクストブライツ1000」が新設されています。2024年度までの

【表1】健康経営銘柄、健康経営優良法人の回答数と認定数等

	健康経営銘柄		健康経営優良法人大規模法人部門		健康経営優良法人中小規模法人部門	
	回答数	選定数	回答数	認定数	回答数	認定数
2014年	493	22				
2015年	567	25				
2016年	608	24	726	235	397	318
2017年	718	26	1,239	539	816	775
2018年	859	37	1,800	813	2,899	2,501
2019年	964	40	2,328	1,472	6,095	4,811
2020年	970	48	2,523	1,801	9,403	7,934
2021年	1,058	50	2,869	2,299	12,849	12,255
2022年	1,128	49	3,169	2,676	14,401	14,012
2023年	1,203	53	3,520	2,988	17,316	16,733
2024年	1,264	53	3,869	3,400	20,267	19,796

(出典:経済産業省主催の第2回健康経営推進検討会事務局資料を基に筆者作成)

認定数 は、表1のとおりです。

健康経営銘柄および健康経営優良法人に認定されるためには毎年行われる健康経営度調査に回答する必要がありますが、上場企業では全約3,800社のうち、3割超の1,264法人⁸⁾が、また、日経平均株価を構成する225の日本を代表する大企業では8割強が回答しています。中小規模法人部門でみると、申請数は2024年度で20,260件と、前年度比で約17%増加しています。総務省・経済産業省「令和3年経済センサスー活動調査」によれば、日本の中小企業のうち1人以上の従業員を有する企業数は約170万社ということですから、中小規模法人の申請率は全体の1%強で、大企業に比べて浸透は遅れているものの、ここ数年で多くの企業が取り組み始めており、健康経営は日本において取り組みやすい企業戦略ともいえるのではないのでしょうか。

また上場企業でも取り組むところが増えていることから、健康経営は株主からも肯定的にとらえられていると推察できます。企業がどんな経営戦略をとる場合も、元気でいきいきとした社員や活力ある組織は好ましく、健康経営は他の経営戦略とは競合しない戦略といっていいでしょう。

2 健康経営のリクルート効果

近年、健康経営に期待される効果の一つに、リクルート効果があります。リクルート効果とは、経済産業省の資料によれば、優秀な人材が獲得でき、人材の定着率が向上すること¹⁾、アメリ

カの研究では、就職人気ランキングの順位上昇で採用に有利になること⁹⁾とされています。

日本では、総人口の減少や高齢化の進行等の人口動態の変化により、人手不足割合(正社員／非正社員不足を感じている企業の割合)の高止まりが続いています。人手不足割合は、コロナ禍前の2018年11月に過去最高の53.9%(正社員)を記録しましたが、2024年12月時点でも52.6%と、高止まりが続いています。また、人手不足倒産(負債1,000万円以上の法的整理となった企業のうち、人手不足が要因となった倒産)は、2024年に過去最多の342件を記録しています¹⁰⁾。生産年齢人口が減少する時代にあって、人材確保が企業の重要な経営課題となるのは明らかで、特に1,000人未満の企業では人材が集まらなくなっているため¹¹⁾、健康経営のリクルート効果が大いに注目されています。

このような背景により、経済産業省では、健康経営におけるリクルート効果の調査を過去2回行っています。1回目は2016年に行われ「健康経営の効果② 健康経営と労働市場の関係性」と題し、就活学生とその親にアンケート調査をしています。その結果、就職する際、職場に求める条件として「従業員の健康や働き方に配慮している」が親で1位、就活学生で2位となりました。ちなみに、就活学生での1位は「福利厚生充実」となっています。2回目は2023年で「健康経営の社会への浸透:健康経営が就職の『決めて』になる」と題し、就活学生と転職者に対し「働き方に関するアンケート」調査を実施し¹²⁾、求職者が働く環境に最も望むことは「心身の健康を保ちながら働けること」となっています。

リクルート効果に絞った学術研究としては、『ホワイト企業』と『健康経営』のリクルートにおけるイメージ分析¹³⁾や、社会人の

転職者を対象とした調査「転職満足者の働く目的と退職・転職決定理由―転職プロセスからみる因子分析」¹⁴⁾があります。残念ながら、これらの先行研究から、リクナビやマイナビ等が行っている就職希望企業ランキング調査の結果と健康経営との因果関係を証明することはできませんでした。理由として、就活生等にはまだ健康経営の認知度が低いこと、健康経営が企業の評判に影響を与えるほどの役割を果たしていないこと、健康経営への取り組みがランキングに影響を与えるのに時間がかかっている(タイムラグが発生している)ことなどが推察されます。

しかし、前述の経済産業省の資料や、他の調査¹⁵⁾ではリクルート効果が示されています。次章では、筆者が大学生を対象に2023年に行った健康経営の認知度やホワイト企業・ブラック企業のイメージと就労希望を調査した結果と、2024年末に大阪府がおこなった府内大学・短期大学のキャリアセンター職員向けにおこなった健康経営の認知度等に関するアンケート調査¹⁶⁾を併せて紹介します。

3 大学生とキャリアセンター職員の健康経営の認知度

調査の概要は、表2のとおりです。

【表2】健康経営における大学生向け調査とキャリアセンター職員向け調査

	大学生向け調査	キャリアセンター職員向け調査
年	2023	2024
主な参加大学	千葉工業 武庫川女子 山野美容芸術短期 大阪公立	大阪公立大学、府内60の大学 または短期大学
人数	221	60
方法	WEBアンケート	郵送およびWEBアンケート

(参考文献¹⁶⁾を基に筆者作成)

大学生向け調査において、健康経営の認知度は約25%となり、キャリアセンター職員向け調査では約78%となりました。大阪府のキャリアセンター職員の認知度が高い理由は、大阪府が独自に健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に「健活10」¹⁷⁾などで、積極的に府内の企業に対し健康経営の普及に取り組んでいること、また大阪府は表1の中小規模法人部門の健康経営優良法人の認定数が、2,319社と47都道府県の中で最も多く、働き世代に対し健康経営の認知が図られていることが推察されました。

次に、キャリアセンター職員向け調査において、就活学生に

対し紹介している政府施策の表彰・顕彰制度は、1位がその他(特になし、など)、2位がくるみんマーク(プラチナ、トライを含む)、3位えるぼし認定制度、4位ユースエール認定制度、5位なでしこ銘柄となり、健康経営はTOP5に入りませんでした。キャリアセンターの職員が健康経営について知っているにもかかわらず、就活学生に紹介しない主な理由は、2005年にくるみん認定制度が、また2008年にえるぼし認定制度が始まっており、健康経営の銘柄が2014年度から開始されていると比較すると、10年弱歴史に違いがあり認知に時間がかかっていると推察されます。また、くるみん認定には次世代育成支援対策法、えるぼし認定には女性活躍推進法、という法律の裏付けがありますが、健康経営においては法律の裏付けがあるわけではなく、顕彰制度自体が無くなる可能性があることが、キャリアセンター職員にとって就活学生に対し紹介しづらい理由と推察されました。

さらに、大学生向け調査において、健康経営の概要を説明したうえで、健康経営に取り組んでいる企業で積極的に働きたいかを確認したところ、約77%がYESと回答し、健康経営企業への就労希望の高さがみられました。しかし、キャリアセンター職員向け調査では、健康経営が就活の決め手になるとの回答は3%となり、ほとんど決め手になっていないことがうかがえました。この認識のギャップの理由は、キャリアセンター職員がそもそも就活学生に対し健康経営を説明していないので、反応が予想、理解できていないものと推察されました。

上記の結果等により、大阪府では、府内の全大学および短期大学向けに、小冊子「健康経営は令和の新常識 ～就職活動に新しい選択肢を～」¹⁸⁾を作成し配布するとともに、健活10のホームページに掲載し、キャリアセンター職員向けに健康経営の周知を行いました。また経済産業省では、補助事業先の日本経済新聞社より、2025年度中に「大学等のキャリアセンター、就活窓口部門との連携強化の模索」¹⁹⁾と題したポスターやリーフレットが作成され、日本のすべての大学等に配布される予定です。

4 企業におけるリクルート効果を得るための健康経営の取り組み

前述の動きがある中で、企業はどのような対応をとれば、健康経営の効果の一つであるリクルート効果が得られるかと考えると、以下3点が具体的に想定されます。

- ①企業ホームページに健康経営優良法人の認定状況や取り組み内容を紹介する。

- ②公共性が高いハローワークや大学共同参加求人受付NAVI²⁰⁾、またマイナビやリクナビ等の求職者向け求人サイトで健康経営を表記する。
- ③健康白書等の冊子を作成し、メディアや従業員、また株主等に配布する。

それぞれ理由を紹介すると、①は大学生など求職者向け&求職者の親向けに必要となります。読者の皆さまは「オヤカク(親確)」という言葉をご存じでしょうか?これは学生の親に企業内定を伝える行為のことで、親の賛成を得られなければ学生が内定を辞退してしまう可能性があるため、昨今では親に内定承諾の意思確認をする企業も少なくありません。企業のホームページに開示することは、求職者と親に対して、「この企業では、健康で長らく働けますよ♪」と伝えることになります。ぜひ充実させて求職者と親を安心させてください。

②の理由は、外部に発信するために入口として表記することです。①のとおりホームページを充実させても、見に来ないと分からないのでは外部には伝わりません。健康経営に取り組む企業は表1のとおり増えており、社会人における認知度も向上しています。ハローワークでは、一昨年から健康経営の認定マークが表記できるようにもなっています。ぜひ積極的に表記していきましょう。

③の理由は、健康経営に取り組むだけでは、メディアに取り上げられることはほとんどないからとなります。メディアに取り上げてもらうためには、特徴的な取り組みをまとめて外部に発信する必要があります。また、メディアに取り組みが紹介されることにより、家族や知り合い、さらに地域から高い評判を得ることもできます。これを「ブーメラン効果」(企業→メディア→家族・地域→従業員)と呼んでおり、さらに良い効果としては、従業員から企業へのロイヤリティが高まることも期待できるのです。ぜひ作成してメディアに送ってみてください。

にあたっての民間実態調査」に有識者として参加してきました。そこでは、労働基準法の一部適用外である国家公務員(代わりに勤務時間法が原則適用)の健康経営の可能性が探られてきました。国家公務員は、2019年で58.5万人おり、近い将来これらのすべての人を対象に健康経営が行われる可能性があるということです。そして今後、こちらも労働基準法の一部から除外されている地方公務員274万人(代わりに地方公務員法)も対象となることでしょう。地方公務員には、警察や消防、小学校等の教員も多く所属していますので、さらに広がっていくことが予見されています。

ではなぜこれらの組織も、労働基準法が一部適用外にもかかわらず健康経営に取り組んでいるかと推察すると、これらの組織も企業や医療機関と同様の職員等のメンタル不調等の健康上の課題が発生し、離職率が年々高まったり、リクルートで人が集まりにくくなったりしているからです。このように、健康経営は従来、企業または医療機関等が対象でしたが、日本におけるすべての組織において適用できるものと、概念が拡張されています。

三つ目として、2025年4月から開催されている大阪・関西万博において、健康とウェルビーイングウィーク(6/20~7/1)²²⁾の中で、健康経営がヘルスケアプログラムとして紹介されます。

四つ目として、2024年12月、高齢化先進国の日本で独自の発展を遂げた健康経営を世界に広めるため、日本からの提案で、国際規格ISO25554(Wellbeing ISO)が発行²³⁾されました。これは、健康経営のエッセンスを抽出し、組織におけるウェルビーイングを推進するための枠組みを世界へ示したガイドラインとなりました。

これらのように、健康経営は対象が広がり、世界への展開が見込まれており、今後、ますます取り組む企業が増えることが予想されています。まだ取り組めていない企業は今日から、すでに取り組んでいる企業はリクルート効果を得るために、さらなる進化に取り組んでください。応援しています!

以上

5 健康経営の今後の見通し

前述のとおり、健康経営は大学生向けにも周知が進んでいますが、最後に健康経営の社会的な広がりを4点紹介します。

一つ目として、沖縄県では、健康経営の対象では想定されていなかった陸上自衛隊第15旅団が健康経営宣言をしています²¹⁾。

二つ目として、筆者は2023年度から国家公務員の人事管理等を行っている人事院の依頼により「国家公務員の健康管理検討

参考文献・資料等

- 1) 経済産業省ホームページ,健康経営<https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_keiei.html> (最終アクセス2025年6月3日)
- 2) ロバート・ローゼン, 宗像恒次監訳:ヘルシー・カンパニー人的資源の活用とストレス管理.産能大学出版部, 1994
- 3) 特定非営利活動法人 健康経営研究会ホームページ<<http://kenkokeiei.jp/>> (最終アクセス2025年6月3日)
- 4) 田中滋, 川渕孝一, 河野敏鑑(編著):会社と社会を幸せにする健康経営.勁草書房, 2010
- 5) 経済産業省ホームページ,健康経営銘柄<https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_meigara.html> (最終アクセス2025年6月3日)
- 6) 日本健康会議データポータル<<http://kenkokaigi-data.jp/>> (最終アクセス2025年6月3日)
- 7) 健康経営優良法人認定制度<https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html> (最終アクセス2025年6月3日)
- 8) 経済産業省ホームページ,「健康経営優良法人2025」認定法人が決定しました<<https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250310005/20250310005.html>> (最終アクセス2025年6月3日)
- 9) ロバート・ケーラム,千葉香代子:儲かる「健康経営」最前線,ニュースウィーク日本版,pp.48-53,2011-03-02
- 10) 帝国データバンク 人手不足倒産の動向調査 (2024年) <<https://www.tdb.co.jp/report/economic/20250109-laborshortage-br2024/>> (最終アクセス2025年6月3日)
- 11) 厚生労働省ホームページ,一般職業紹介状況(職業安定業務統計)<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/114-1.html>> (最終アクセス2025年6月3日)
- 12) 経済産業省ホームページ,第10回 健康投資ワーキンググループ<https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/kenko_iryu/kenko_toshi/010.html> (最終アクセス2025年6月3日)
- 13) 新井卓二,玄場公規:「ホワイト企業」と「健康経営」のリクルートにおけるイメージ分析,BMAジャーナル,Vol.20, No.1, pp5-18, August 2020
- 14) 新井卓二,宮口昂, 加藤 大一郎:転職満足者の働く目的と退職・転職決定理由—転職プロセスからみる因子分析—,山野研究紀要,2022年30号,p.1-9
- 15) 新井卓二, 上西啓介,玄場公規:日本における「健康経営」の期待される効果と実態,日本経営システム学会誌,第36号,pp55-61,2019-7
- 16) 大阪府ホームページ,大阪府内大学・短期大学における「健康経営®」に関するアンケート調査結果<https://kenkatsu10.jp/wp-content/themes/kenkatsu10/assets/images/management/pdf_kekka.pdf> (最終アクセス2025年6月3日)
- 17) 大阪府ホームページ,健活10(ケンカツテン) <<https://kenkatsu10.jp/>> (最終アクセス2025年6月3日)
- 18) 大阪府ホームページ,健活10(ケンカツテン)「健康経営」に関するリーフレットを作成しました<https://kenkatsu10.jp/wp-content/themes/kenkatsu10/assets/images/management/pdf_gakusei.pdf> (最終アクセス2025年6月3日)
- 19) 経済産業省ホームページ,第2回健康経営推進検討会 参考資料1-2 株式会社日本経済新聞社提出資料<https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/health_management/pdf/002_s01_02.pdf> (最終アクセス2025年6月3日)
- 20) 大学共同参加 求人受付NAVI<<https://www.kyujin-navi.com/uketsuke/>> (最終アクセス2025年6月3日)
- 21) 全国健康保険協会,うちなー健康経営宣言 事業所一覧<<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/files/okinawa-281222kenkousengen/file/20231231sengenjigyousyo.pdf>> (最終アクセス2025年6月3日)
- 22) 大阪・関西万博 健康とウェルビーイング<https://theme-weeks.expo2025.or.jp/program/theme_2/> (最終アクセス2025年6月3日)
- 23) 産総研ホームページ ウェルビーイング重視社会への転換を促す国際規格ISO25554が発行<https://www.aist.go.jp/aist_j/press_release/pr2024/pr20241209/pr20241209.html> (最終アクセス2025年6月3日)

人的資本開示における ガバナンスとリスク管理

～SSBJ基準の適用を見据えた現状・課題と好事例の紹介～

MS&ADインターリスク総研株式会社
リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第四部
人的資本・健康経営グループ
上席コンサルタント 徳永 満博 (左)
コンサルタント 椿 健人 (右)



要旨

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示基準として採用が見込まれるSSBJ基準が2025年3月に公表され、最短では2027年3月期からプライム上場企業の一部に適用される見通しである。
- 個別のテーマ別基準が未策定の人的資本に関しても、SSBJ基準を適用する場合には、一般基準の四つのコア・コンテンツである「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」に沿った開示が求められる見込みである。
- そのうち、人的資本に関する「ガバナンス」「リスク管理」は開示だけでなく取組実態も不十分であることがうかがえ、さらなる高度化が今後の課題になる。
- 本稿では、SSBJ基準の適用を見据えて、人的資本における「ガバナンス」「リスク管理」の取り組みをどのように進め、また開示に備えていくべきか、「人的資本調査2024」¹⁾の企業の取組実態を踏まえ、課題の提示や好事例の紹介を行う。

1 SSBJ基準の概要と 人的資本開示への影響

(1)SSBJ基準の概要

2025年3月5日、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、日本初のサステナビリティ開示基準となる、次頁表1の三つの基準(以下、「SSBJ基準」)を公表した。国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が定める世界的な共通ルールとなるIFRSサステナビリティ開示基準(以下、「ISSB基準」)の日本版として、整合性を保つことを基本方針として策定された。

金融商品取引法に基づく有価証券報告書上のサステナ

ビリティ開示基準としてSSBJ基準の適用対象企業や適用時期などについては、金融庁の金融審議会に設置された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」にて議論され、最短で2027年3月期からプライム上場企業の一部(時価総額3兆円以上)から適用を開始し、将来的にはプライム市場に上場する全企業を対象に適用することが検討されている³⁾。

なお、今回、テーマ別基準として気候関連のみ公表されたが、ISSBでは、次のテーマ別基準の策定候補として、①生物多様性、生態系および生態系サービスと②人的資本の二つを検討している。これらは現時点でテーマ別基準を策定することが確定してはいないものの、気候関連基準に次ぐテーマ別基準として

【表1】SSBJ基準を構成する三つの基準

構成	目的・位置付け
サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」 (以下、「適用基準」)	サステナビリティ情報開示に関する基本的な事項や全体像として、全体に関わる概念的な内容や情報開示の基本原則などを定める
サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」 (以下、「一般基準」)	サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関して開示すべき事項(コア・コンテンツ)について定める。個別のテーマ別基準が存在しない場合に適用する
サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連基準」 (以下、「気候基準」)	気候関連のリスクおよび機会に関する情報の開示について定める。現時点で唯一のテーマ別基準として適用する

(出典:参考文献²⁾を基にMS&ADインターリスク総研作成)

これらが策定された場合、SSBJにおいても、同様の内容を取り込むことが想定される。

2 人的資本における 現行の開示ルールと課題

(2)SSBJ基準における人的資本開示

三つの基準のうち一般基準は、「財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかの意思決定に有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報の開示について定める」ことを目的とする。一般基準はサステナビリティに関する個別のテーマ別基準が定められていない場合に適用されるが、人的資本についてSSBJ基準に従って開示する場合には、テーマ別基準としてこれが発表されるまでは、一般基準に従って開示することになる。具体的には、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の四つの「コア・コンテンツ」(表2)に基づく開示のルールが定められている。

(1)有価証券報告書における開示とSSBJ基準との差異

我が国の上場企業は、2023年1月31日に公布・施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令」において、有価証券報告書上の「サステナビリティに関する考え方及び取り組み」欄におけるサステナビリティ情報の開示が義務化されている。この有価証券報告書における現行の開示ルールの中でも、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の四つの構成要素に基づく開示が求められており、SSBJ基準の四つのコア・コンテンツと開示の枠組みは整合している。しかしながら、現行の開示ルールではこれら四つの枠組みにおける各開示事項は

【表2】一般基準におけるコア・コンテンツと主な開示要求事項(SSBJ基準)

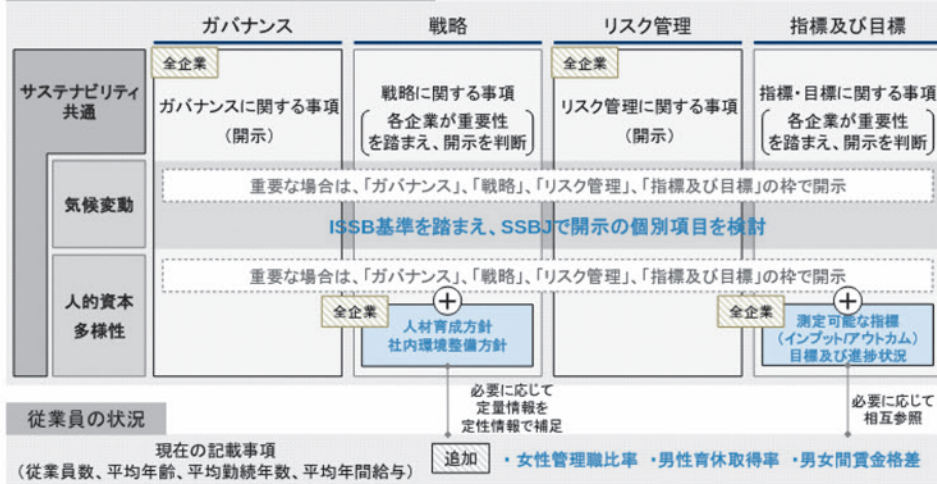
コア・コンテンツ	開示要求事項
ガバナンス	- リスクおよび機会の監督に責任を負うガバナンス機関または個人 - リスクおよび機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制および手続きにおける経営者の役割
戦略	- 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込みうるリスクおよび機会 - リスクおよび機会が企業のビジネス・モデルおよびバリュー・チェーンに与える影響 - リスクおよび機会の財務的影響(定量・定性) - リスクおよび機会が企業の戦略および意思決定に与える影響 - リスクに関連する企業の戦略およびビジネス・モデルのレジリエンス(不確実性に対応する企業の能力)に関する評価(定量・定性)
リスク管理	- リスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスおよび関連する方針に関する情報 - 機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報 - 上記のリスクおよび機会に関するプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、ならびにその統合方法および利用方法に関する情報
指標及び目標	- 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込みうるリスクおよび機会に関する指標(適用されるSSBJ基準が要求する指標など) - 戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標および企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標

(出典:参考文献²⁾を基にMS&ADインターリスク総研作成)

サステナビリティ開示の概観

□ 有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」と「従業員の状況」に以下の事項を記載

サステナビリティに関する考え方及び取組[新設]



【図1】有価証券報告書のサステナビリティ開示の概観

(出典：参考文献⁴⁾より抜粋)

抽象的な定めになっているのに対して、SSB J基準ではより具体的な開示事項を定めていることから、現行の開示ルールに適合しているだけでは必ずしも十分とはいえない。

加えて、開示が必要な範囲にも差がある。現行の開示ルールではサステナビリティ共通の事項として、「ガバナンス」および「リスク管理」についてはすべての企業が開示し、「戦略」および「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示することになっている。たとえば、人的資本については、重要性の判断にかかわらず、「戦略」と「指標及び目標」の一定事項のみ（人材育成方針や社内整備方針など）の開示が義務化されている（図1）。一方でSSB J基準では、原則として基準を適用する各テーマにおいて四つのコア・コンテンツの枠組みでの開示が求められており、現行の開示ルールとの相違が存在する。

(2) 人的資本におけるガバナンスとリスク管理の開示要求

今後、人的資本をSSB J基準に基づいて開示しようとする場合、人的資本における「ガバナンス」と「リスク管理」を新たに開示しなければならない企業も出てくるだろう。その際に何を意識すべきかを次に見ていきたい。

繰り返しになるが、人的資本に関して現行の開示ルールでは、重要性の判断にかかわらず、「戦略」と「指標及び目標」での開示が義務化されており、「ガバナンス」と「リスク管理」についても重要性があると判断した場合の開示は求められている。しかし、現時点では開示している企業が多いとはいえない。

金融庁から発表された「令和6年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」⁵⁾によると、サステナビリティ関連全般で「ガバナンス」と「リスク管理」の開示状況に表3の課題があるとの指摘がされており、人的資本に限らず、あまり開示が進んでいないことがうかがえる。このような現状の中、SSB J基準を踏まえると、サステナビリティ関連全般での「ガバナンス」と「リスク管理」に加えて、個別のリスクや機会が存在する場合は人的資本個別での記載が求められることになる。

【表3】有価証券報告書のサステナビリティ開示について金融庁が指摘する課題

サステナビリティに関する企業の取り組みの開示（ガバナンス・リスク管理部分の抜粋）

- サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がないまたは不明瞭である
- サステナビリティ関連のリスクを識別、評価および管理するための過程に関する記載が不明瞭である
- サステナビリティ関連の機会を識別、評価および管理するための過程に関する記載がない

(出典：参考文献⁵⁾を基にMS&ADインターリスク総研作成)

3 人的資本におけるガバナンスとリスク管理の課題と好事例

(1) ガバナンスとリスク管理の開示において企業に求められること

ガバナンスとリスク管理の基本的な考え方として、長期的かつ継続的に企業価値を高めていくリスク管理の体制と、それを含む業務の適切な執行を監督するガバナンスの体制を経営レベルで構築することが重要であり、投資家に対しては、企業に「ガバナンスとリスク管理の仕組み」があり、これらが適切に機能していることの説明が求められる。

上場企業や大企業等においては、会社法^{注1)}や金融商品取引法^{注2)}、コーポレートガバナンス・コード^{注3)}の中で、企業全体のガバナンスとリスク管理の体制整備は従前より義務化されている。このように既存のガバナンス体制やリスク管理体制がある企業においては、それを土台として人的資本固有の取り組みを結びつけ、SSB J基準の要求事項を満たす形で対応することが考えられる。たとえば、人的資本の取り組みを目的とした会議体や委員会などを設置する場合、それが取締役会や経営会議、リスク管理委員会など既存の体制全体の中で、どこに位置付けられ、誰に指示・報告がなされているのかを明確化することが想定される。

(2) 人的資本調査2024から見えるガバナンスとリスク管理の課題

人的資本におけるガバナンスとリスク管理については、取組実態はあるが開示をしていないケースと取組実態がない（または不十分である）ため開示をしていないケースが考えられるが、公開情報から企業の取組実態を推し量るのは困難である。

そこで、本稿ではMS&ADインターリスク総研が調査主体として携わった「人的資本調査2024」¹⁾の情報を基に、SSB J基準での開示を見据えた課題を示すものとする。同調査では、人的資本経営と開示に関する企業・団体等の取組状況を独自に調査し、その取組水準を可視化した上で、優れた企業・団体の表彰を行っており、プライム上場企業を中心に人的資本経営に対して積極的な企業が参加している。今回の分析にあたっては、次の設問の回答内容を参照した。

- 「人的資本経営・開示をどのような体制で進めているか、責任者、会議体、関係部門の連携等について触れながらご説明ください」
- 「人的資本についてのリスクや機会をどのように認識されていますか。リスク管理の体制や主要なリスクに触れながらご説明ください」

① 人的資本のガバナンスにおいて見出された課題

調査内容の分析から、人的資本におけるガバナンスの主な課題として次の3点が挙げられた。

a. 経営レベルでの監督体制の構築（責任者・役割・権限・義務などの明確化）

企業は、人的資本に関する取り組みや意思決定がどのように取締役会やその下部組織で監督されているかを、推進体制とともに開示することが求められる。具体的には、「誰が（機関・個人）」「いつ（頻度）」「何を（対象・範囲）」監督しているのかを体制およびプロセスの全体像がわかるように明示する必要があるが、これらが明確になっていない、取締役会による監督がないなどのケースが確認できた。昨今の人的資本経営に対する関心の高まりから取り組みの執行体制整備は進んでいるが、それを監督する体制整備には課題がみられた。

b. 知見・実行力等の具備（スキルおよびコンピテンシー）

上記a.で指摘した監督体制が存在していても、単なる形式的な整備にとどまっているケースがみられた。投資家は形式的なものではなく実質的な意味のある開示を求めており、監督体制が適切に機能することを示すには、経営者や取締役会の構成メンバーなどが、人的資本に関する理解や知見などを備えていることも重要である。ただし、すべての企業が内部でこれを確保できるとは限らず、社外取締役や外部専門家などの活用が可能な体制を構築しておくことも方法の一つである。

c. KPIに基づく監督・モニタリング

どのような判断材料（情報）・基準を用いて監督しているのかが明確でないケースがみられた。ガバナンスの実効性を高めるには、人的資本に関する取り組みが目標に対する成果にどう結びつき、進捗がどの程度にあるかを判断するための情報が必要になる。このような情報を開示するには、人的資本に関する定量的なデータの収集・整理そしてKPI設定が前提となる。現在の有価証券報告書においても「女性管理職比率」や「男性育児休業取得率」といった多様性指標の開示が義務付けられているが、その企業の人材戦略上重要な独自性のある指標が明示されていない企業も多く、今後の課題と考えられる。

②人的資本のリスク管理において見出された課題

同じく調査の分析結果から、人的資本におけるリスク管理の主な課題としては次の3点が挙げられた。

a. リスク・機会両面での識別

リスクに関する識別をしているが、機会に関する識別をしていない（およびそのプロセスが不明確な）ケースがみられた。リスク管理というと、企業に損害や悪影響をもたらす危険や危機など、ネガティブな影響を与えるものという側面が強調されがちである。しかしながら、SSBJ基準の「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会」とは、「短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会をあわせたもの」と定義され、ネガティブなものとはポジティブなものの両面を指している。前提としてこの認識に立ってリスク・機会の識別をしなければ、リスク管理そのものが不十分なものとなる。

b. 自社のビジネス・モデルと整合したリスク・機会の識別

一般的かつ社会的に広く認識されるリスク・機会を識別しているが、自社の現在あるいは将来実現したいビジネス・モデルを踏まえたリスク・機会を識別していないケースがみられた。リスク管理を実効性のあるものにするには、自社のビジネス・モデルをバリュー・チェーンや事業環境に照らして分析し、どこにどのようなリスク・機会があるかを構造的にとらえる必要がある。事業特性によって、リスク・機会の種類やリスクが顕在化した場合に生じる影響などは異なり、同一の事象が発生しても、ある企業にとってはリスクで、別の企業にとっては機会になる場合がある。リスク・機会が必ずしも企業固有のものである必要はないが、自社のビジネス・モデルならではの内容を示すことで、投資家の理解度や納得感が高まると期待される。

c. KPIに基づくモニタリング

ガバナンスで指摘した課題と同様に、人的資本に関するリスク・機会について、どのような判断材料（情報）・基準を用いてリスク管理の観点でモニタリング（およびそれに至るまでの識別・評価・優先順位付けを含め）をしているのか明確でないケースがみられる。たとえば、離職・人材流出に関しては、全体もしくは特定職種・資格保有者等の離職率などが該当し、スキルギャップに関しては、特定スキルの保有率や充足率、研修の受講時間数などが

該当する。このような人的資本におけるKPIが可視化されていなければ、人的資本に関する状況変化に気付かず、原因分析や改善施策の立案につなげることは困難である。

(3)「人的資本調査2024」からの好事例紹介

以上、今後人的資本の「ガバナンス」、「リスク管理」において課題となりそうなポイントを概観したが、現状の先進的な事例についても紹介しておきたい。表4と次頁表5は、前出「人的資本調査2024」¹⁾の記述内容で、「ガバナンス」「リスク管理」において先進的なものや特長がある事例をまとめたものである。今後の取り組みや開示に向けて参考になれば幸いである。

【表4】人的資本におけるガバナンスの参考事例

監督体制	■ 経営層による監督体制・役割の明確化 取締役会(または経営トップを責任者とする委員会)を監督機関として、人的資本に関する方針や経営・人事戦略の策定、目標設定や取り組みの進捗状況の確認等の役割が明確になっている ■ 監督に必要な社外取締役等のスキル活用 人的資本経営を含めサステナビリティ関連に精通する社外取締役や専門家をボードメンバーやアドバイザーに加えている
執行体制	■ 経営層による関与・リーダーシップの発揮 代表取締役社長等によるコミットメントの下、人的資本に関する推進計画や施策の実行を行う委員会や会議体を設け、主導的な役割を果たしている ■ CHRO(最高人事責任者)の設置 経営戦略と人材戦略の立案・連動や人的資本経営の実行の責任者を設けている ■ 組織横断での推進体制の構築 所管する人事部門だけでなく、推進部門の設置や部門横断での会議体・委員会を設け、体制上の位置付けや役割、構成メンバー、開催時期・頻度を明確にした上で、組織間連携をスムーズにした体制を構築している
モニタリング	■ 有機的なKPIの策定 経営課題と連動したKPIや独自のKPIを策定している ■ レポーティングライン いつ誰が誰に何を報告する・させるのか、ガバナンス体制上の指揮命令系統、報告経路が明確になっている ■ KPIと役員報酬の連動 KPIを役員評価・報酬に反映する仕組みを構築し、経営トップによる主体的な取り組みを促している

(出典:人的資本調査2024の記述回答内容を基にMS&ADインターリスク総研作成)

【表5】人的資本におけるリスク管理の参考事例

体制	■組織・役割分担の明確化 最高責任者、推進・統括組織(部署・会議体・委員会)など人的資本のリスク管理に関わる実施主体と役割が明確になっている ■全社的なリスク管理の構築・統合 特定の委員会や所管組織にとどまらず、組織横断での全社的なリスク管理のプロセスに組み込まれ、経営レベルで議論されている
アセスメント	■リスク・機会両面での識別 企業価値低下につながるリスクと、向上につながる機会双方の観点で示している ■自社固有のリスク・機会の識別 リスク・機会が人的資本に関わる一般的な社会課題から導かれたものではなく、社内外の環境や自社のビジネス・モデルを踏まえたものとなっている(関連付けしている) ■シナリオの策定 リスク・機会の定義に加えて、発生が想定される内容や自社に及ぼす影響などを具体化している ■評価軸の設定 発生可能性・影響度・時間軸といった評価・分析の観点を示している
モニタリング	■KPIの策定 アラートにつながるリスク変化やパフォーマンスの進捗状況を継続的に管理できるよう数値化・可視化をしている ■レポートングライン いつ誰が誰に何を報告する・させるのか、リスク管理体制上の指揮命令系統、報告経路が明確になっている

(出典:人的資本調査2024の記述回答内容を基にMS&ADインターリスク総研作成)

4 今後の取り組みに向けて

SSBJ基準の公表を受けて、プライム市場に上場する企業を中心にSSBJ基準の法定開示を見据えた取り組みの準備を進めることが求められ、人的資本においても情報開示の高度化が見込まれる。まずはSSBJ基準の内容理解とともに、自社の現状とのギャップがどの程度あるのかを早期に把握することから着手されたい。特にSSBJ基準における四つのコア・コンテンツのうち、「ガバナンス」「リスク管理」は、実効的な人的資本経営の実現には欠かせない一方で、現行では法定開示事項になっていないことから取組状況は道半ばである。そのため、優先度を高めて取り組んでいくことが推奨される。

前項でも触れたとおり、人的資本開示の高度化を進めるにあたっては、各種人事データの収集・分析・KPI設定は欠かせない。こうしたデータ収集の体制構築や分析ノウハウ習得は短期間でできるものではなく、中長期的な取り組みが必要となる。今回は紙面の関係で割愛したが、SSBJ基準の適用と合わせ、

サステナビリティ情報の保証制度導入が検討されている。開示するデータの収集プロセスや正確性を担保する体制の確立、連結ベースでサステナビリティ情報を収集する仕組みなど、検討が必要な内容は多岐にわたるため、経営陣や関係部門と協議しながら、着実に対応を進めていくことが期待される。

以上

参考文献・資料等

- 1) MS&ADインターリスク総研「人的資本調査2024 結果報告」
※調査期間2024年8月27日～12月13日、有効回答206件(うち上場企業83%)
<https://www.rric.co.jp/pdf/topics/press/2025/0319_1.pdf> (最終アクセス2025年5月23日)
- 2) サステナビリティ基準委員会「サステナビリティ基準委員会がサステナビリティ開示基準を公表」(2025年3月5日)に掲載の以下
・サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
<https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/jponly_20250305_01.pdf> (最終アクセス2025年5月23日)
・サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」
<https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/jponly_20250305_02.pdf> (最終アクセス2025年5月23日)
・サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」
<https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/jponly_20250305_03.pdf> (最終アクセス2025年5月23日)
- 3) 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第3回)
<https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20240628/01.pdf> (最終アクセス2025年5月23日)
- 4) 金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令等改正の解説」(2023年5月)
<<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230523/01.pdf>> (最終アクセス2025年5月23日)
- 5) 金融庁「令和6年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」別紙1
<<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250401-3/01.pdf>> (最終アクセス2025年5月23日)

注)

- 1) 取締役会には、業務執行の決定や取締役の職務執行の監督権限を有するガバナンスの機関としての役割がある(会社法第362条2項2号)。取締役会を設置する大会社(資本金5億円以上または負債200億円以上の会社)には、業務の適正な確保を目的とする内部統制システムの構築義務がある(会社法第362条4項6号、5項、会社法施行規則第100条)。その具体的な内容の一つとして「リスク管理体制がある(会社法施行規則第100条1項2号)
- 2) 上場会社等は、内部統制システムを構築した上で、その内容を開示(財務報告の適正性に関する内部統制報告書の提出)する義務がある(金融商品取引法第24条の4の4第1項)
- 3) 東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コード(上場企業が実効的なコーポレートガバナンスを実現するための主要原則)の中で、リスクやガバナンスに関する情報開示の取り組みや取締役会による内部統制やリスク管理体制の整備が規定されている(基本原則3、4、原則4-3、補充原則4-3④)

教育・保育現場における職員を守るための熱中症の予防と対策

MS & ADインターリスク総研株式会社
リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第四部
社会保障・医療福祉グループ
テクニカルアドバイザー

古勝 乃璃子



要旨

- 気候変動による極端な高温化を見据え、熱中症リスクの高い教育・保育現場では、職員への熱中症対策の強化が改正労働安全衛生規則上、急務である。
- 各施設においては、熱中症リスクが高まりやすい活動内容を見直しの上、その実施時期や方法の再考による未然防止策、および改正労働安全衛生規則の内容を基にした「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」による被害軽減策に努めることが施設運営上不可欠である。

近年、気候変動による過酷な暑熱環境の影響で、熱中症による死亡者数が5年移動平均で1,000名を超える高水準で推移している。地球温暖化が進行すると、極端な高温が発生するリスクが増加すると予測されるため、熱中症対策の強化が求められている。

国は、2024年4月に気候変動適応法およびその改正法を施行した。この法改正により、「熱中症対策実行計画」が法定の閣議決定計画に格上げされ、熱中症警戒情報の法定化や熱中症特別警戒情報の創設、市町村長による暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定、熱中症対策普及団体の指定などが新たに設けられ、法的裏付けのある積極的な熱中症対策が進められている¹⁾。

各事業者においては、改正労働安全衛生規則により、従業員に対する熱中症対策が、2025年6月1日から罰則付きで義務化された²⁾。本稿のテーマである教育・保育現場においても、運動会や屋外イベントなどでWBGT（暑さ指数）が28度以上、または気温が31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間以上の作業を職員に行わせる場合には、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が必要とされるようになった。これを怠ると、労働安全衛生法22条違反となる可能性がある。

本稿では、改正労働安全衛生規則の内容を基に、教育・保育現場における「職員」の熱中症予防と対策について考察する。

なお、既に熱中症弱者として示されている「こども」については、こども家庭庁の事故防止ハンドブックによる注意喚起および啓発の推進、文部科学省、環境省による「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）」とそのチェックリストが公表されるなど、各省庁から既に熱中症対策の強化が推進されているため、本稿では対象外とする。

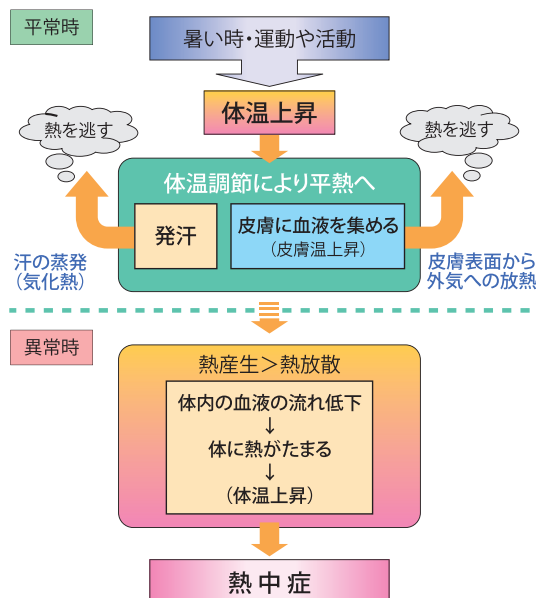
1 熱中症発生のメカニズムと教育・保育現場における熱中症のリスク要因

(1)熱中症発生のメカニズム

熱中症のリスクを理解するために、まずその生理学的な発生の仕組みを説明する。通常、体温が上がると、自律神経の働きにより末梢の血管が広がる。これにより、顔が赤くなるなど皮膚の表面に多くの血液が流れるようになる。この血流によって体内の熱が外に逃げやすくなり、汗が蒸発する際の気化熱で

体温が下がる。しかし、昨今の夏季のように蒸し暑く、温度が高い環境では、身体を冷やすために血流が皮膚に集中してしまい、重要な臓器へいくはずの血流が減少する。これに加え、大量に汗をかくことで水分や電解質が失われ、全身が脱水状態になる。

脱水により、脳への血流も不足すると体温調整機能が正常に働かなくなり、また、心臓への血流も不足するため、全身に血液を十分に供給できなくなる。結果として体表面に熱を放出する能力が低下するため、熱の産生と放散のバランスが崩れてしまい、急激な体温上昇により熱中症が発生する³⁾ (図1)。



【図1】熱中症発生メカニズム

(出典:環境省「熱中症環境保健マニュアル2022」³⁾)

(2)熱中症になりやすい3要因

環境省熱中症予防情報サイトによると、熱中症を引き起こす条件は、「環境」、「からだ」、「行動」の三つの要因に分類できる(表1)⁴⁾。

環境要因とは、高温、多湿、風が弱い等の条件をいう。前述したように、外気温が高くなると熱を逃がしにくく、湿度が高くなると汗が蒸発しにくくなるため、熱中症のリスクが高くなる。

からだの要因とは、二日酔いや朝食抜きなどで、既に水分や電解質が不足した脱水状態、高齢者や乳幼児などの熱中症弱者の場合等の条件をいう。

行動要因とは、激しい労働や運動などによる急激な体温上昇や長時間の屋外作業、水分補給できない状況等、熱の産生と放散のバランスが崩れてしまうような条件をいう。

【表1】熱中症を引き起こす3要因とその条件

3要因	条件
環境	- 気温が高い - 湿度が高い - 風が弱い - 日差しが強い - 締め切った屋内 - エアコンの無い部屋 - 急に暑くなった日 - 熱波の襲来
からだ	- 高齢者や乳幼児、肥満の方 - 糖尿病や精神疾患といった持病 - 二日酔いや寝不足などの体調不良 - 下痢などの脱水状態 - 低栄養状態
行動	- 激しい筋肉運動 - 慣れない運動 - 水分補給できない状況

(出典:環境省熱中症予防情報サイト「熱中症の基礎知識」⁴⁾を基にMS&ADインターリスク総研作成)

(3)教育・保育現場の熱中症リスク

教育・保育現場においても、先の三つの要因をリスクと認識し対策をとる必要性が高い。表2では、環境と行動の要因について、保育施設において、職員の熱中症リスクが高まりやすい

【表2】保育施設で熱中症リスクが高まりやすい活動内容(例)

要因	状況	保育現場での活動内容の例	活動時間の目安(例)
環境	- 気温が高い - 湿度が高い - 日差しが強い	・園庭やプールなどでの屋外活動	1時間程度
		・送迎時の門番・警備	1時間以上
		・園庭の草刈りや遊具等の保守点検	30分～1時間以上
		・運動会、遠足	～4時間以上
	- 締め切った屋内 - 風が弱い	- エアコンを点けて、カーテンを開けたままの室内遊び等 - 送迎バス車内	～1時間以上
行動	- 激しい運動 - 慣れない運動	- こどもとの外遊び - こどもの安全確保のための緊急対応(駆けつける、抱っこ等)	1時間程度
	水分補給できない状況	こどもも優先のため、自身のタイミングで水分補給や休息が取れないまたはその時間の不足	—

(MS&ADインターリスク総研作成)

活動内容の例を検討した。

まず環境面であるが、教育・保育現場では、屋外での活動も多く天候の影響を受けやすい。運動会やプール、遠足など長時間の屋外でのイベントもあるため、高温、多湿、風が弱い等の気象条件によってはリスクが高くなる場合がある。

行動面では、こどもの安全な活動を守るために一緒に動き回る職員は活動量が多くなり、時に緊急対応として素早く駆けつける、抱っこをするなどの激しい運動もみられる。また、休憩や水分補給のタイミングもこどもの活動に合わせるため、計画通りに取れない場合や時間が十分に確保できないこともある。

教育・保育現場においては、この二つの要因に加えて、職員の年齢や運動習慣、基礎疾患の有無などの健康状態やその日の体調等「からだ」要因が加わることによって熱中症リスクが高まることから、前頁表2を用いて、自施設においてWBGTが28度以上、または気温が31度以上の環境下で保育活動等の作業時間が連続1時間以上、または1日4時間以上に該当しないか確認いただきたい。なお、各活動の場において温度差の激しい場合は、おのおのの活動場所で計測が必要となる。

以上のように、教育・保育現場では、熱中症弱者であるこどもはもちろんのこと、職員についても熱中症になりやすい三つの要因が揃うリスクが高いため、職員に対しての熱中症対策の強化が急務といえる。

実際2011年9月には、保育園の運動会で保育士が熱中症により死亡した事例が発生している。この事故を受け、当該市の家庭部では運動会や体育祭等の実施時期の見直し、熱中症計の配布、扇風機の設置など熱中症の予防対策を再度徹底するよう各施設に要請するなどしている⁵⁾。しかし、この事例発生以降も平均気温は年々上昇しており、2025年4月中旬には真夏日を観測、厳しい残暑も続くなど夏が長期化している。そんな中でも、心身の発達過程にあるこどもにおいては、屋外での活動を通して自然や地域と触れ合うこと、水遊びや運動会等のイベントを通した、心身の健全な発達や運動能力の向上、集団行動や連帯感の習得も欠かせない活動の一つであることから、教育・保育現場においては、次項で述べる改正労働安全衛生規則の内容を基に、「職員」の熱中症予防と対策について対応することが求められている。

2 改正労働安全衛生規則「職場での熱中症対策の強化」について

職場における熱中症による死亡災害の推移が高止まりの状況である中、その要因のほとんどが発見の遅れや異常時の対応の不備等「初期症状の放置・対応の遅れ」であることが明らかとなった(図2)。



【図2】熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果
(出典:厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」²⁾)

上記を踏まえ、厚生労働省は2025年6月1日より、熱中症重篤化による死亡災害を防止するため、事業者に対し早期発見のための「体制整備」、重篤化を防止するための措置実施の「手順作成」、「関係者への周知」を罰則付きで義務付けたところである。厚生労働省作成のパンフレット「職場における熱中症対策の強化について」²⁾に記載されている熱中症対策の強化のポイントを参考に、教育・保育現場における熱中症対策を以下に整理する。

(1)体制整備

体制整備では、「熱中症の自覚症状がある職員」や「熱中症のおそれがある職員を見つけた者」が、その旨を報告するための連絡先や担当者を施設ごとにあらかじめ定めておくことが求められている。

教育・保育現場においては、看護師が配置されている場合は、まずは看護師が連絡先や担当者となるだろう。一方、看護師が不在または配置されていない場合には、誰が連絡先や担当者となるのか、特に明確にしておく必要がある。医療従事者でない職員が報告を受ける際には、どのような症状が熱中症なのか理解した上で、医療機関への搬送要否の判断や必要な関係機関に連絡できるよう体制を整えておく必要があるからだ。

また、担当者においては、熱中症を重篤化させないために、可能な限り熱中症になりそうな者を早期発見することが求められている。周囲にいる職員が一早く気が付けるよう職場巡視、パディ制を採用することや次頁図3に示すような熱中症の症状について事務室などに掲示しておくなど、積極的に把握するための体制を整備する必要がある。

(2) 手順作成

手順作成においては、熱中症のおそれがある職員を把握した場合に迅速かつ確な対応が可能となるよう、保育活動等の作業中断、身体冷却、医療機関への搬送等、重篤化を防止するために必要な措置の実施手順をあらかじめ作成することが求められている。図3は、その参考例であり、各施設の実情に合わせて合理的に実施可能な内容で作成することが必要である。

さらに、図3の各項目を適切に実施するための手順書を作成しておくことも有用である。例えば、身体冷却の方法として、涼しい部屋に移動して衣服を緩める、水をかけて全身を急速冷却する、または首元や腋下、鼠径部（そけいぶ）を氷枕で冷却するなど、迅速な処置が行えるよう各施設の実情に合わせて整理しておくことが肝要である。

また、熱中症死亡事例の多くに症状回復後や帰宅後に死亡した事例がみられる。症状回復後も症状が悪化する可能性が

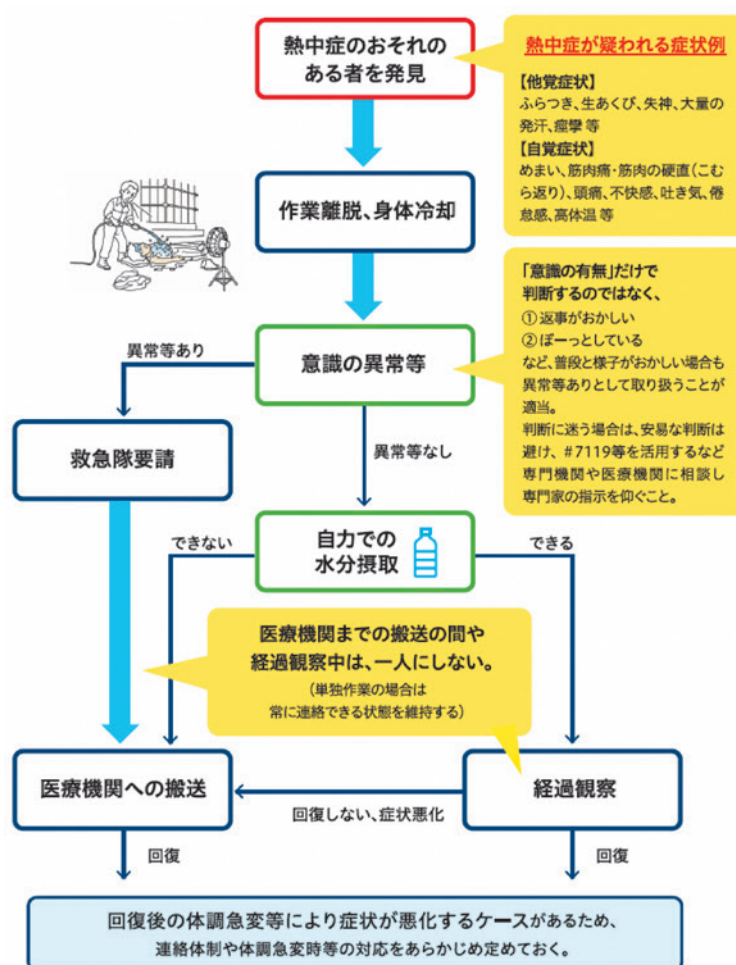
あるため、回復後の連絡体制や急変時の対応を合わせて定めておくことも重要である。特に、保育活動中の熱中症は労働災害となりうるため、迅速かつ確な判断・対応、および職員家族への連絡は不可欠であり、手順書に加えることが望ましい。

加えて、職員らが応急対応にあたる間は人員不足になることが予測される。こども達の保育活動の継続や安全確保を加味した人員配置、こども達の心のケアにも留意した応急対応の場所の選定、養生等を含めた手順の作成を推奨する。

(3) 関係者への周知

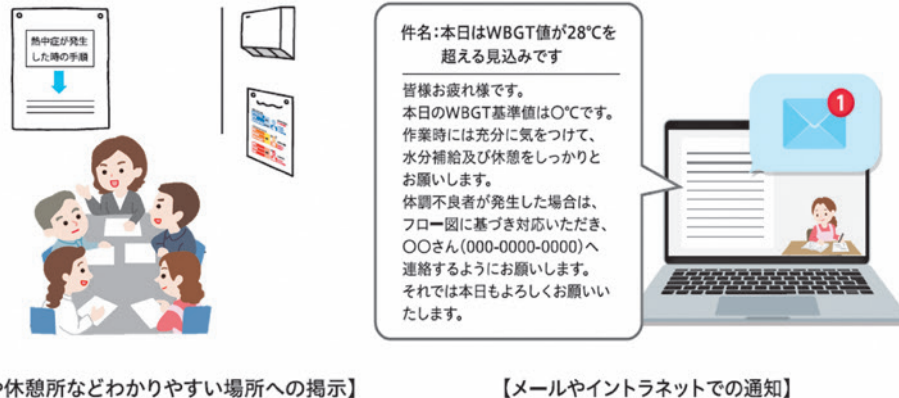
熱中症を重篤化させないためには、各施設における活動内容やその環境に伴う熱中症リスクを、前掲の表2を参考に見直し、前述 (1)、(2) の具体的実施方法をわかりやすい形で管理者、職員が共有することが重要である。

早期発見のための体制整備、重篤化を防止するための措置



【図3】熱中症のおそれのある者に対する処置の例

(出典:厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」²⁾を基にMS&ADインターリスク総研にて一部改変)



【図4】連絡体制の周知の一例

(出典:厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」²⁾を基にMS&ADインターリスク総研にて一部改変)

実施の手順の周知方法としては、図4のように、事務室や休憩所などでの掲示、メールやイントラネット、朝のミーティングの活用などが例として示されている。

職員一人ひとりが熱中症対策に必要な知識を持ち、自らが熱中症の予防に必要な注意を払って自発的に行動することや、周囲の職員に対して熱中症の予防や重篤化防止の注意を呼びかけるなど、職場内において自助と共助ができるような教育を含めた周知が必要である。

基づいた迅速な対応による被害軽減策により死亡災害や重篤化を防ぐことが期待されている。

今後、教育・保育現場においては、熱中症リスクが高い職場環境であることを再認識した上で、その未然防止、早期発見、重症化予防に努めることが運営上不可欠である。

以上

3 教育・保育現場に今後求められる対策

以上、教育・保育現場における職員の熱中症のリスク要因と改正労働安全衛生規則の内容を基にした熱中症対策についてまとめた。

今回の労働安全衛生規則の改正は、熱中症発生後に重篤化させないための被害軽減策が中心となっている。しかし、先に述べたように、熱中症はそのメカニズムやリスク要因、自施設の活動の特徴を理解し具体的な対策を講じることで、未然に防ぐことが可能である。したがって、教育・保育現場の管理者においては、熱中症対策の強化として、未然防止と被害軽減の双方を強化することが急務である。

未然防止策としては、熱中症予防基本対策要綱に基づき、イベントの実施時期や実施時間を短縮したプログラムの検討、活動方法の工夫（例、交代で確実に休憩をとれる実施方法にする）を行い、健康管理の指導（例、体調不良時には無理して出勤や活動をしないこと）などの未然防止策を講じた上で、熱中症が発生した場合には、改正労働安全衛生規則の内容に

参考文献・資料等

- 1) 環境省熱中症予防情報サイト「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要」（2023年5月）<https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_ccaa/20230512_000189197.pdf>（最終アクセス2025年5月22日）
- 2) 厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」（2025年4月）<<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>>（最終アクセス2025年5月22日）
- 3) 環境省「熱中症環境保健マニュアル2022」（2022年3月）<https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php>（最終アクセス2025年4月16日）
- 4) 環境省「ホーム>熱中症対策>熱中症の予防法と対処法>熱中症の基礎知識」<<https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness.php>>（最終アクセス2025年5月16日）
- 5) 流山市「今、変わる!流山市議会 流山議会だより第138号」（2012年2月15日）4面<https://www.nagareyamagikai.jp/doc/2012092300171/file_contents/138-4.pdf>（最終アクセス2025年5月21日）

地方公共団体における公共施設の老朽化に対するマネジメント

三井住友海上火災保険株式会社
リテールマーケット戦略部 地方創生推進チーム
2024年度自治体職員派遣研修生
特別推進役

小又 悠右
(東京都研修生)

(組織名・役職名は2025年3月執筆当時のものです)



要旨

- 日本の公共施設は、多くが高度経済成長期に建設され、老朽化対策が急務となっている。
- 老朽化した施設の修繕・更新には膨大な費用がかかることに加え、将来的な人口減少および税収減も想定されることから、地方公共団体においてはコストと運用の両面で中長期的視点の対応が求められる。
- 各地方公共団体においては、一律的なコストカットの取り組みは限界を迎えており、老朽化対策への新たな取り組みとして「予防保全」型の施設管理の導入や、将来需要を見据えた施設規模の適正化、異なる機能の施設の複合化、民間事業者との連携による効率化等を推進している。
- 公共施設の老朽化問題は、その地域の住民生活や将来的なまちづくりにつながる重要な取り組みであり、コスト・運営の両面から適切な対策を講じることで、公共サービスの質の維持・向上を目指すことが重要である。

1 公共施設の老朽化

地方公共団体が保有する公共施設（本稿では道路、橋梁、河川、上下水道等の「インフラ系」を除く）は、社会の基盤として重要な役割を果たしている。これらの施設には、庁舎、学校、公民館、図書館、福祉施設など住民の生活に直結する様々な施設がある。

これらの施設の多くは、1960年代以降の高度経済成長期に人口増加に伴い集中的に建設されたものが多く、老朽化が進行し耐用年数を超えるものが増えた結果、地方公共団体では、これらを一斉に修繕・更新する時期を迎えるとともに、それに伴う維持管理費の増大という課題に直面していた¹⁾。

このような公共施設等の老朽化問題を背景に、国は2013年

11月に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体等が管理するあらゆるインフラを対象に戦略的な維持管理・更新等の方向性を示した¹⁾。

この計画を受け、総務省では、各地方公共団体に対し、公共施設の統廃合・複合化や立地適正化、長寿命対策等を推進することで、維持管理・更新等にかかる財政負担の軽減・平準化を進めるための「公共施設等総合管理計画」を2016年度末までに策定するよう要請した。各地方公共団体では、個別の施設ごとに長寿命化の方針を定め、点検・診断、修繕・更新、情報の記録・活用といったメンテナンスサイクルの構築を進め、2024年3月末時点での策定率は100%となった²⁾。

参考までに、公共施設の老朽化の財政負担については、国土交通省が所管する12分野（道路、河川・ダム、砂防、海岸、

単位:兆円						
最大値は7.1兆円(26年後(2044年度)時点) 倍率 1.4倍						
	2018年度※1	5年後 (2023年度)	10年後 (2028年度)	20年後 (2038年度)	30年後 (2048年度)	30年間 合計 (2019～2048年度)
12分野合計	5.2	5.5 ～ 6.0	5.8 ～ 6.4	6.0 ～ 6.6	5.9 ～ 6.5	176.5 ～ 194.6
道路	1.9	2.1 ～ 2.2	2.5 ～ 2.6	2.6 ～ 2.7	2.1 ～ 2.2	71.6 ～ 76.1
河川等※2	0.6	0.6 ～ 0.7	0.6 ～ 0.8	0.7 ～ 0.9	0.7 ～ 0.9	18.7 ～ 25.4
下水道	0.8	1.0 ～ 1.0	1.2 ～ 1.3	1.3 ～ 1.3	1.3 ～ 1.3	37.9 ～ 38.4
港湾	0.3	0.3 ～ 0.3	0.2 ～ 0.3	0.2 ～ 0.3	0.2 ～ 0.3	6.0 ～ 8.3
その他6分野※3	1.6	1.6 ～ 1.8	1.3 ～ 1.4	1.2 ～ 1.4	1.6 ～ 1.7	42.3 ～ 46.4

【図1】国土交通省所管分野における社会資本の将来の維持管理・更新費の推計

(出典:国土交通省「社会資本の将来の維持管理・更新費の推計」資料)

下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設)における予防保全の考え方を基本にした場合の2048年度までの維持管理・更新費用は176.5～194.6兆円程度、そのうち「その他6分野」に分類される空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設だけでも42.3～46.4兆円程度かかることが推計されている³⁾(図1)。

2 公共施設老朽化の現状と課題

各地方公共団体の税収や施設の利用状況、適正規模を検討する意味で、公共施設の老朽化問題は、人口減少の問題とも大きく関わっている。日本の将来人口推計(令和5年推計)⁴⁾(表1)によれば、総人口が減少する都道府県数は今後も増え続け、令

和2(2020)年から令和32年(2050)年にかけて東京都を除く46道府県で総人口が減少していくことが予想されている。

つまり、各地方公共団体において老朽化施設の維持管理費や更新費を軽減・平準化する取り組みを進めたとしても、人口減少の進行による税収、施設利用料の減収、過疎化による人材不足等も同時に進むことが予想され、地方公共団体の人口動態によって、老朽化対策に要する十分な財源の確保が困難となってしまうことが懸念される。人口減少や財政の制約により、これまでのような維持管理・更新は難しく、より効率的なまちづくりが求められることとなる。

前述の定期的な点検・診断は各施設分野で定められたサイクルに基づき、おおむね順調に進められているが、点検結果に応じた修繕・更新については、多くのインフラを管理する都道府県や市区町村において未着手の施設がまだまだ多く残っており、予防保全型メンテナンスへの本格的な転換に向けて早急な対応が求められている。

公共施設の老朽化問題では、維持管理費の増大に加え、安全性の確保も重要な課題である。特に、地方公共団体では、技術系職員の不足や財源の確保が困難であり、適切な点検や修繕が遅れるケースもある。さらに、人口減少により利用頻度が低下している施設も多く、従来のような維持を続けること自体が非効率になりつつある。

また、公共施設は物理的な施設等を要しないデジタルサービス等に比べ、建築費や土地代等の初期費用が大きくかかることも、財政状況を圧迫する要因の一つといえ、老朽化したすべての施設を現在の規模や立地で更新することはますます困難になる。

【表1】都道府県別総人口の推移

順位	令和2年 (2020)		令和17年 (2035)		令和32年 (2050)	
	全国	126,146	全国	116,639	全国	104,686
1	東京都	14,048	東京都	14,459	東京都	14,399
2	神奈川県	9,237	神奈川県	9,012	神奈川県	8,524
3	大阪府	8,838	大阪府	8,167	大阪府	7,263
4	愛知県	7,542	愛知県	7,211	愛知県	6,676
5	埼玉県	7,345	埼玉県	7,101	埼玉県	6,634
⋮	⋮		⋮		⋮	
43	福井県	767	福井県	672	秋田県	560
44	徳島県	720	徳島県	601	島根県	497
45	高知県	692	島根県	581	徳島県	481
46	島根県	671	高知県	568	高知県	451
47	鳥取県	553	鳥取県	479	鳥取県	406

(出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計(令和5年推計)」資料)

(1)市民生活への影響

老朽化した公共施設は耐震性や耐久性が低下し、利用者の日常的な使用においても安全が脅かされる懸念が大きくなる。施設の構造劣化が進行すると、地震や台風などの自然災害時に重大な事故を引き起こす可能性があることに加え、設備の故障や建材の劣化に起因する日常的な事故の増加も予想されることから、利用者の安全がさらに脅かされる事態になりかねない。

特に、自治体庁舎や避難場所として指定されている学校などの構造劣化が進行すると、地域防災の拠点としての役割を果たせず、災害時には避難所としての機能を損ない、地域全体の防災機能のレベルを低下させる恐れがある。

総務省の「学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査（令和2年度）」⁵⁾によると、国内における学校施設の保有面積の7割以上が、建築後25年を経過しており、そのうち半数が建築後40年以上となっており、学校規模の適正化や統廃合等の諸問題に対応しつつ、早期の対応が求められている（図2）。

(2)財政面への影響

地方公共団体における経済的負担の増加も施設の老朽化問題に伴う重要な課題の一つである。前章で記載したとおり、老朽化した施設の維持・更新には多額の費用がかかることから、地方公共団体の財政を圧迫する大きな要因の一つになっている。

また、人口減少や少子高齢化が進行している地域では、施設利用者の減少により施設の維持が財政的に困難となり、閉鎖や統廃合が進み、住民の生活に直接的な影響を及ぼすことが懸念される。

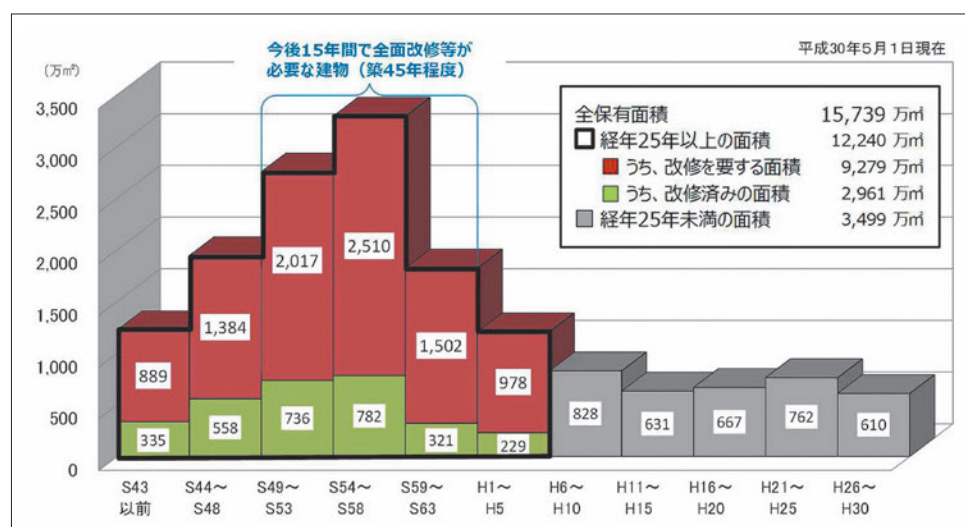
さらに、施設の老朽化が原因で事故や自然災害の二次被害があった場合、その対応にかかるコストは通常のメンテナンス・更新に比べ増大することが多い。

これらの理由により、地方公共団体における財政的なリスクを低減するため、限られた予算内で優先順位をつけた合理的な対応や持続可能な施設の維持管理が求められる。

(3)地域の魅力への影響

老朽化した図書館や福祉施設等は、住民の利用の制限や公共サービスの質の低下を引き起こすだけでなく、施設の閉鎖・統廃合による地域住民の社会的不平等の拡大や地域コミュニティ活動を阻害する恐れもある。

さらに、放置された老朽施設は景観を悪化させ、その地域の魅力を損ない、観光客や顧客の減少を招くとともに人口流出を加速させ、地域経済の停滞や地域の魅力低減を引き起こし、住民の生活の質が低下するという悪循環を生むことになりかねない。地域ごとの事情や住民の声等を丁寧に拾い上げ、地域の魅力を維持・向上させるまちづくりをベースとした計画策定も重要となる。



【図2】公立小中学校の経年別保有面積（平成30年度時点）
（出典：総務省「学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査」資料）

3 地方公共団体における先行取組事例

全国の地方公共団体における公共施設の老朽化は、市民生活の安全性への懸念、財政の圧迫、ひいてはその地域の魅力低下など多様な影響が想定される。これらの課題に対し、将来にわたって持続可能な公共施設マネジメントを実現するための各地方公共団体における取組事例を紹介する。

(1) 老朽化対策と並行した防災教育推進の取り組み

静岡県は地震の頻発地域であり、1979年に地震防災対策強化地域に指定されて以来、公共施設の安全性の確保に努めている。災害時に住民への的確な対応を確保するためには、自宅だけでなく公共施設の耐震性の把握が不可欠であることから、災害時の拠点となる学校、病院、庁舎等について耐震診断を実施し、優先順位を設定の上、耐震化を進めた結果、2018年時点における主要な県有建築物の耐震化率は99.6%（県が想定している南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震（レベル2）に対する耐震化率）に達した⁶⁾。

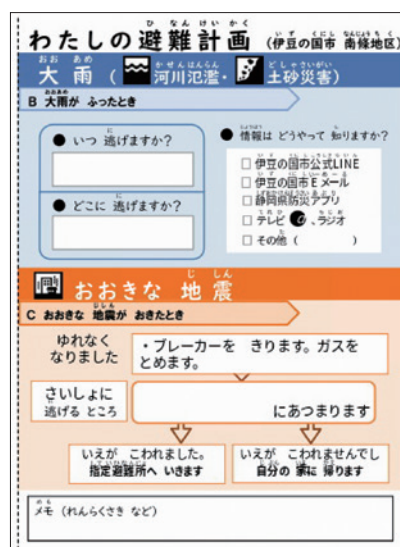
一方で、2018年3月時点における静岡県立高校について、校舎の54.2%、体育館の61.3%が旧耐震基準（1981年以前建築）であるなど耐震性能の確保が道半ばであり、災害時の生徒の安全性確保のため、早期かつ短期間で多くの老朽化対策が迫られている状況であった。

学校施設の耐震化は災害時の安全確保に直結するため、県では「静岡県学校施設長寿命化整備指針」を策定し、中長期的な視点でのコストの縮減および予算の平準化を図りながら、限られた財源の中で学校施設に求められる機能・性能を確保することとし、すべての建物の老朽化対策を2038年までに行う計画を立てている。

この指針では、特にリスクが高いと判断された施設から順次、補強工事を進める方針とし、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、経営的視点で施設を総合的に企画・管理・活用する。県の上位計画である「公共施設等総合管理計画」で掲げられている「取組の4本柱」に沿って、①学校施設の長寿命化、②維持管理経費の最適化、③総量適正化、④有効活用、を推進し、施設の長寿命化における事後保全から計画的な保全（予防保全）への転換や施設規模の適正化を進めるなど質および量の両面から見直し、コスト縮減につなげることとしている。

また、県内の公立学校では、耐震化と並行して防災教育の

強化を進めており、防災訓練や防災プログラムの実施により学生の防災意識を高め、地震発生時に適切な行動をとることができる力を育成している。図3に示すとおり、防災プログラムでは、県が推進する防災施策の一つである「わたしの避難計画」（発災時における各自の行動を事前に確認しておくもの）⁷⁾を実際に作成するワークショップを行うなど、施設の工事・改修を契機に改めて地域住民との関係を強化することで、地域全体の防災力（共助）を向上させる取り組みが進められている。



【図3】わたしの避難計画の作成画面
（出典：静岡県「一人ひとりの避難計画「わたしの避難計画」」資料）

静岡県では施設の予防保全管理とファシリティマネジメントの実践により費用の低減および平準化を実現し、地域全体の安全・安心な生活環境の確保が進んでいる。加えて、施設の耐震化工事に合わせて、住民の防災リテラシーを向上させる取り組みを行うことで、施設だけでなくその利用者である住民全体の防災力の向上に寄与している。静岡県の耐震化事例は、地震多発地域における安全対策としての先進的な取り組みとされ、他県のモデルケースとしても注目されている。

(2) 民間のノウハウを活用したまちづくりと財源確保の取り組み

習志野市では、習志野市公共施設等総合管理計画⁸⁾において、公共建築物の適正な管理を推進し、将来のまちづくりを持続可能なものとするため、適切な資産改革と資産経営のもとで、公共施設の再生（統廃合を含む建替え、長寿命化、老朽化

対策改修、耐震改修等の整備) を実行するとしている。

本計画では、図4のとおり公共施設の更新事業費についての概念図を示している。老朽化した公共施設の更新は、50年前の新設時のように更地に施設を建設するのではなく、既設の施設が存在するため、除却費や公共サービスを維持するための仮設費等の経費が加算されるとともに、耐震基準の強化やバリアフリー化などの法規制への対応などコスト増大の要因があるため、単なる施設の建て替えでも事業費が増加してしまう。

市の「第2次公共建築物再生計画」⁹⁾では令和2(2020)年度から令和19(2037)年度までの更新等経費は約718億円にのぼり、1年平均では約39億円と試算されている。

市では、こうした財政上の問題への対策として、将来、確実に人口が減少することに対して、過剰となっていく公共施設の保有総量の圧縮、長寿命化の推進、財源確保を基本的な方向性として挙げている。特に、財源確保の取り組みとして、民間のノウハウを活用した官民連携(PPP/PFI)の推進を挙げている。

この計画のモデル事業として位置付けられる「大久保地区公共施設再生事業」¹⁰⁾は、駅周辺地区におけるまちづくりの一環として、複数の既存施設と中央公園を一体的に再生するものである。具体的には、公園周辺の4施設(公民館、市民会館、図書館等)と駅から1km圏内の市民利用施設4施設(公民館、図書館、児童館等)の計8施設について、それぞれの機能を維持しながら、公園周辺の3施設に集約する施設整備と維持管理運営事業を財政負担軽減の観点からPFIによって実施している。併せ

て、未利用の市有地を定期借地により貸し出し、PFI事業と一体となった民間の提案による事業として住宅や商業機能を導入している。

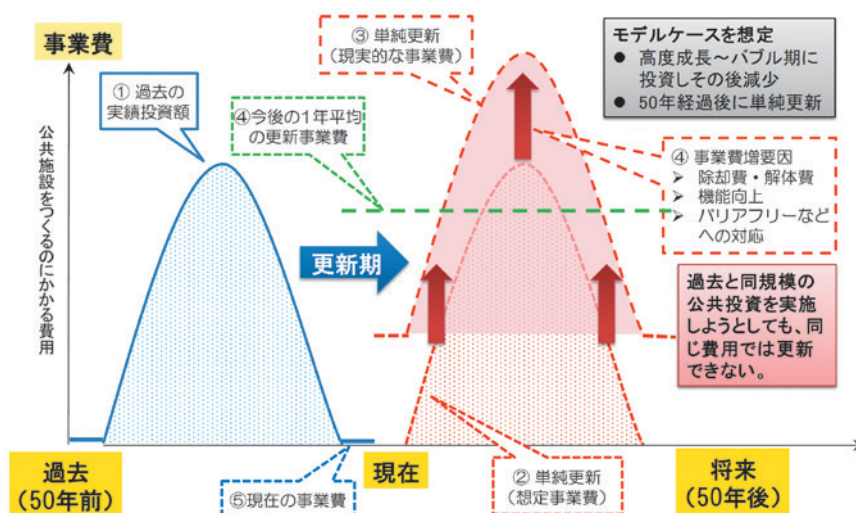
本事業における市の財政負担額について、従来どおりの方式で実施する場合とPFI方式で実施する場合を現在価値と比較すると、施設の維持管理を一体的に行うことによる効率化や人員配置等の工夫により、民間の事業契約後における市の負担額は約2億3,000万円(総事業費の約2.7%)削減することが可能と見込まれている¹¹⁾。

また、複数の既存施設を集約したことにより公共サービスを受ける側・提供する側双方にとっても効率化が図られ、さらに民間付帯事業としてカフェやスーパー等も併設するなど利用者の利便性や地域の魅力の向上が実現したといえる。

これらの取り組みにより、習志野市は公共施設の老朽化対策における財源確保の対策を行いつつ、量・質ともに持続可能な公共サービスの提供を継続させることを目指している。

(3)複合施設整備による地域の魅力創出の取り組み

北九州市は、公共施設の老朽化や財政的課題に対応するため、公共施設の複合化・多機能化を推進している。中でも、門司港地域に点在している公共施設(役所、市民会館等)は築90年を超えるものがあり、耐震性やバリアフリー面での対応が十分ではないことに加え、老朽化による安全面・衛生面の課題を抱えているなど、老朽化対策が「待ったなし」の状況である¹²⁾。



【図4】公共施設の整備と更新事業費についての概念図

(出典:習志野市「習志野市公共施設等総合管理計画」資料)



【図5】門司港地域の集約施設の位置 (出典:北九州市「門司港地域複合公共施設整備事業【概要版】」資料)

そこで、図5のように、門司港駅周辺に点在する門司市民会館、門司区役所庁舎などの施設を一つにまとめ、複合公共施設を整備する計画を立てた。門司港地域複合公共施設の整備コンセプトとして、施設集約化、規模の適正化による維持管理費と運営費の削減に加え、施設利用者の利便性向上や市民サービスの充実、さらには地域の活性化を目指すなど、単なる施設の建て替えだけでなく将来的な地域の発展まで見据えたものとなっている。

本計画では、複数の機能を一体化した複合公共施設棟と駐車場棟を新設し、施設の利用者数を年間約26.5万人から34.4万人へと増加させることを目標としつつ、約20,900㎡に広がっていた施設群の延床面積を14,000㎡まで削減するなど施設の総量を減らす内容も含まれている。

新たに建設される施設では、市民会館のホールや会議室、図書館、行政サービス窓口を含む庁舎機能など、多様な市民ニーズに応える機能を集約することになるため、施設間の移動も不要となり、利用者の利便性が向上するとともに、施設管理の効率化も実現している。

さらに、この複合施設の整備によって、門司港駅周辺の活性化が期待されている。門司港駅は観光地としても人気のあるエリアであり、複合施設内の広場やホールは地元住民だけでなく観光客の利用も見込まれる。地域の賑わいを創出し、経済波及効果を高めることもこの取り組みの重要な要素となっている。

北九州市は、このような複合化の取り組みを通じて、公共施設の効率的な運営と持続可能性を確保しながら、市民にとってより利便性の高い生活環境を提供することを目指している。

4 公共施設の老朽化問題における今後の取り組み

バブル崩壊後から長年にわたる財政改革で、多くの自治体では事業費、施設整備費などソフト・ハードの両面からコスト削減に取り組んできた。しかし、単純なコストカットや事業運営の効率化という名の人件費の削減は、施設の維持管理の不足を招き、公共サービスの質の低下に直結することや各地方公共団体が実践できるコストカットの取り組みは一定限界に達しており、将来にわたって公共施設を維持していくことは現実的に困難な状況であるといえる。

公共施設の老朽化問題の対策にあたっては、長期的な視点で計画的な更新や、地域の実情に合わせた効率的な運用が求められる。加えて、今後予想される人口減少を見据え、将来需要に見合う公共サービスの量・質を確保しての再編が必要となる。

各地方公共団体における既存施設については、人口増加に伴い施設を整備してきたこれまでとは異なり、壊れたら直す「事後保全」型から計画的な補修や改修による「予防保全」型の体制整備を進め、コスト意識と長寿命化を図るなど、中長期的な運用の中でトータルコストを縮減していくことが重要である。多くの地域で今後到来する人口減少を見据え、将来需要に見合う公共サービスの量・質を確保しての再編が必要になると考える。

さらに、人口流出抑制ひいては人口流入増加を目指し、市の中核機能等への効果的な投資によるにぎわいの創出や魅力あるまちづくりも同時に実現しなければならない。こうした地域全体での取り組みには民間事業者の参入も不可欠であり、民間

の資金とノウハウの積極的活用が、新たな自治体経営の主流になると予想される。

また、これらの実現にあたり、地域住民の声（ニーズ）の適切な把握が何よりも重要であり、計画段階での積極的な情報開示、意見収集など地域住民に寄り添った整備計画は、地域住民の定住率の向上だけでなく、地域外からの流入増加の効果も期待できる。

公共施設の老朽化対策の重要性は言うまでもないが、住民サービスの根幹ともいえるこれらの施設をいかに持続可能な都市経営の基盤として残し、次世代に引き継いでいくかが現役世代の大きな課題である。施設の老朽化問題は、その地域の将来的なまちづくりにつながる重要な取り組みであり、住民の生活に直結する課題であることから地域社会全体での取り組みが不可欠となる。

日本国内における人口減少が今後ますます厳しさを増す中、自治体経営においては、限られた予算、人材状況の中で地域一体となった効率的かつ効果的な公共施設マネジメントが要される。施設の老朽化問題は単なるインフラの問題にとどまらず、将来にわたり地域が発展していく上での先行投資であると認識し、コスト・運営の両面から適切な対策を講じ、公共サービスの質の維持・向上を目指すことが重要である。

以上

参考文献・資料等

- 1) インフラ長寿命化基本計画（国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_01_03.html>（最終アクセス2025年3月24日）
- 2) 公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（総務省）
<https://www.soumu.go.jp/main_content/000775773.pdf>（最終アクセス2025年3月24日）
- 3) 国土交通省所管分野における社会資本の将来の維持管理・更新費の推計（国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/_pdf/research01_02_pdf02.pdf>（最終アクセス2025年3月24日）
- 4) 日本の将来推計人口 令和5年推計（国立社会保障・人口問題研究所）
<https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_ReportALLc.pdf>（最終アクセス2025年3月24日）
- 5) 学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査（総務省）
<https://www.soumu.go.jp/main_content/000723516.pdf>（最終アクセス2025年3月24日）
- 6) 静岡県が所有する公共建築物の耐震性能と今後の対応（静岡県資料）
<https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/030/090/3010kenyuutaishinseinou.pdf>（最終アクセス2025年3月24日）
- 7) 一人ひとりの避難計画「わたしの避難計画」（静岡県）
<<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/1040812/1029856.html>>（最終アクセス2025年3月24日）
- 8) 習志野市公共施設等総合管理計画（習志野市）
<<https://www.city.narashino.lg.jp/material/files/group/104/R0203koukyousisetusougoukanrikeikaku.pdf>>（最終アクセス2025年3月24日）
- 9) 第2次公共建築物再生計画（習志野市）
<https://www.city.narashino.lg.jp/material/files/group/104/2syoyou_2kentikubutsusaisei.pdf>（最終アクセス2025年3月24日）
- 10) 習志野市大久保地区公共施設再生PFI事業（国土交通省）
<<https://www.mlit.go.jp/common/001375874.pdf>>（最終アクセス2025年3月24日）
- 11) 大久保地区公共施設再生事業の客観的評価（VFM）（習志野市HP）
<https://www.city.narashino.lg.jp/soshiki/shisankanri/gyomu/matidukurisanka/koukyou_saisei/project/PFI_PSC.html>（最終アクセス2025年3月24日）
- 12) 門司港地域モデルプロジェクト再配置計画
<<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/25801183.html>>（最終アクセス2025年3月24日）

電動キックボードの 現状と課題

MS&ADインターリスク総研株式会社
基礎研究部 受託調査グループ
マネジャー上席研究員

池田 貴彦



要旨

- 2023年7月の道路交通法改正により、一定の規格を満たした電動キックボードは、「一般原動機付自転車」から「特定小型原動機付自転車」という新たな区分に移行した。
- 電動キックボードの普及が先行する諸外国では、交通違反や交通事故の発生が増加したため、規制・罰則強化を実施している。
- 国内では利用の手軽さ等から電動キックボードのシェアリングサービスが拡大しているが、諸外国と同様に交通違反や交通事故の発生が増加傾向にあり、普及に向けて課題となっている。
- 交通違反や交通事故の防止には、利用者への交通ルールの周知・徹底が急務である。
- 新たな電動キックボードの区分「特定小型原動機付自転車」には、二輪型に限定されていることはなく、三輪型・四輪型の車両も許容されている。三輪型・四輪型の安定性と小回りが良く利便性から、高齢者層での利用拡大も期待ができる。

1 道路交通法の改正内容

2023年7月に道路交通法が改正され、一定の規格の電動キックボードは従来の一般原動機付自転車（以下、「一般原付」）から、新たな区分の特定小型原動機付自転車（以下、「特定小型原付」）に移行された。

これにより、16歳以上が免許不要で利用できるようになり、義務であったヘルメットの着用は努力義務となるなど、規制が大幅に緩和された（次頁表1）。また、手元のスイッチにより最高時速を6km（最高速度表示灯点滅）に切り替えることで特例特定小型原動機付自転車（以下、「特例特定小型原付」）という扱いになり、歩道上の走行も可能となった。

2 交通規制と違反行為

電動キックボードは、その車体の大きさ・構造により他の車両の通行を妨げる恐れはなく、高い運転技能は必要としない。法改正後も自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）への加入義務に変更はなく、性能等確認済シールを貼り付け、標識（ナンバープレート）は電動キックボード本体に取り付ける必要がある。

交通違反の罰則については道路交通法が適用され、16歳未満の運転、飲酒運転、通行区分違反、駐停車違反等が主な違反項目となっている。軽微な違反については反則金を納付することになり、例を挙げると、携帯電話を使用しながらの運転は12,000円、通行区分違反6,000円、二人乗りは5,000円となっている。違反行為を繰り返す者に対しては、運転者講習制度が設けられており、違反後3カ月以内に講習（3時間・

【表1】道路交通法と道路運送車両法による分類

		一般原動機付自転車 (第1種原付)	特定小型 原動機付自転車	特例特定小型 原動機付自転車
代表的なもの		ミニバイク	電動キックボード	
免許		原動機付 自動車免許	不要 16歳以上	同左
ヘルメット		着用義務	努力義務	同左
制限時速		30km	20km	6km
車輪数		制限なし	制限なし	同左
大きさ(m)	長さ	1.9超2.5以下	1.9以下	同左
	幅	0.6超1.3以下	0.6以下	同左
	高さ	2.0以下	—	同左
自賠責保険		加入義務	加入義務	同左
総排気量(cc)または 定格出力(W)		50cc以下 ／600W以下	600W以下	同左

(出典:国土交通省「自動車の種類」を基にMS&ADインターリスク総研作成)

6,000円)を受講しなくてはならないが、これに従わないと5万円以下の罰金が課される。

3

諸外国における
電動キックボードの利用状況

諸外国では、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、混雑を緩和するための新たな移動手段として、電動キックボードの普及が進んだ。特に欧州では電動キックボードの

公道での走行を早くから認めていたが、普及が進むにつれて交通違反（特に違法駐車）や交通事故が増加した。そのため、市民団体の電動キックボード利用に対する反対運動や、マスメディアのネガティブな報道の活発化により、規制強化の流れになっている。

表2は、諸外国の主な法規制をまとめたものである。フランス・パリ市では2023年9月に、スペイン・マドリード市およびオーストラリア・メルボルン市では2024年8月に、電動キックボードのシェアリングサービスを禁止した。オーストラリアのメルボルン市を含むビクトリア州では、個人所有の電動キックボードは

【表2】電動キックボードにおける各国の法規制(2024年12月時点)

国・市	ヘルメット 着用義務	運転免許	年齢制限	制限時速	保険 加入	その他規制など
フランス	なし	不要	14歳	25km	義務	2023年9月パリ市で シェアリングサービス禁止
スペイン (マドリード)	あり 16歳未満	—	15歳	30km	義務	2024年8月 シェアリングサービスを禁止
オーストラリア (メルボルン)	—	—	—	—	—	2024年8月 シェアリングサービスを禁止
シンガポール	—	—	—	—	—	2019年11月公道利用禁止
イギリス	なし	必要 仮免許可	18歳	ロンドン市内20km その他25km 徐行エリア13km	—	シェアリングサービスの 実証実験のみ利用可
イタリア	あり	18歳未満 必要	14歳	25km	義務	2024年12月規制強化 ローマのシェアリングサービス には別規制あり
韓国	あり	必要	16歳	25km	任意	
ドイツ	なし	不要	14歳	20km	義務	
スイス	なし	不要	14歳	20km	任意	
オーストリア	あり	不要 12歳未満受講証要	10歳	25km	任意	受講証ない12歳未満は 16歳以上の同伴
(参考) 日本	なし	不要	16歳	20km	義務	

(出典:各種資料を基にMS&ADインターリスク総研作成)

原則公道での使用が禁止され、シンガポールでは2019年11月から電動キックボードの公道利用は禁止されている。イギリスでは実証実験としてシェアリングサービスを継続しているが、個人所有の電動キックボードの公道走行を禁止している。イタリアでは2024年12月にさらなる規制強化に踏み切り、韓国では事故の多発を理由として都度規制が強化されている。

4 日本の電動キックボードの状況

(1)車両の販売台数

電動キックボードの国内販売台数の公式な資料はないが、一般社団法人日本電動モビリティ推進協会（JEMPA）の加盟13社が取り扱う電動キックボード（キックボード型）の販売台数は2024年6,635台で、2023年5,010台より1,625台増加している（表3）。また「キックボード型」とは別の「自転車・バイク型」が急激に増加していることについても興味深い。キックボード型と自転車・バイク型を合わせた特定小型原付は2023年の5,130台から2024年に10,855台と増加しているが、2023年は7月以降の販売台数であり、総販売台数は大きくは伸びて

いない。ただし、「JEMPA」非加盟社も多く存在するため販売実態の詳細は不明である。

(2)シェアリングサービスの急拡大

日本では2020年に東京渋谷区で、大手電動キックボードシェアリングサービス事業者がポート（貸出・返却場所）を50箇所開設した。2025年1月にはポート数が11,600箇所となり、シェアリングサービス事業が急拡大している。新型コロナウイルス感染症の拡大で一時撤退した事業者も、道路交通法の改正を機に運用を再開し、2030年までに全国展開を行う見込みである。

他にも地域限定で電動キックボードのシェアリングサービスを運営する事業者や、他社と差別化した一般原付の電動キックボードのシェアリングサービスを行う事業者もある。各シェアリング事業者とも道路交通法改正により、事業を拡大している傾向が見られる。

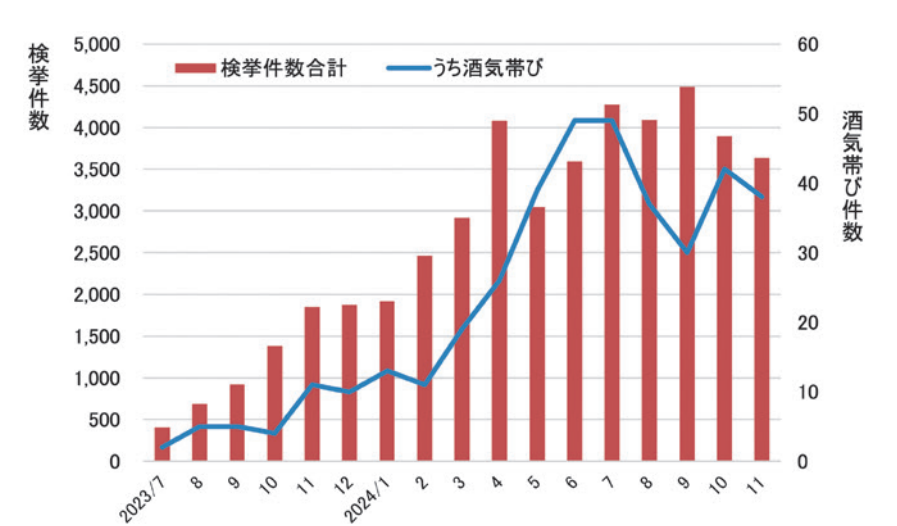
(3)交通違反と取り締まり強化

シェアリングサービスの普及に伴い、交通違反の検挙件数や交通事故が増加している。図1は、警察庁が公表している

【表3】特定小型原付（キックボード型、自転車・バイク型）の販売台数（単位：台）

特定小型原付の型	2023年※	2024年
キックボード型	5,010	6,635
自転車・バイク型	120	4,220
合計	5,130	10,855

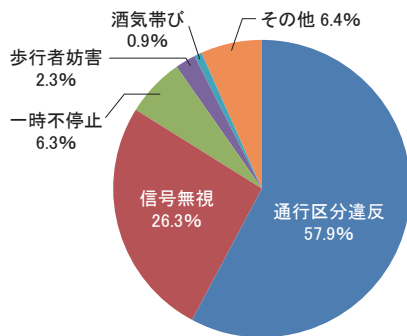
※2023年は法改正後の7月以降の台数（出典：JEMPAホームページを基にMS&ADインターリスク総研作成）



【図1】交通違反検挙件数と酒気帯び件数（2023年7月～2024年11月）
（出典：警察庁ホームページを基にMS&ADインターリスク総研作成）

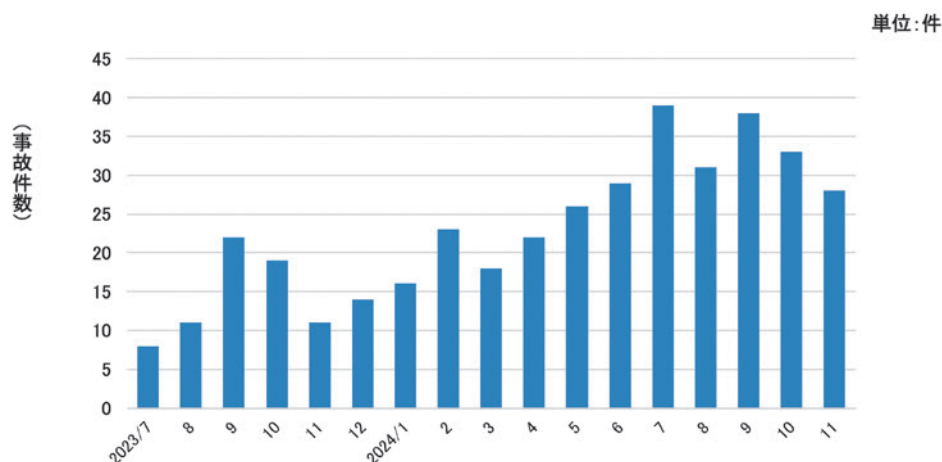
電動キックボードを含む特定小型原付による交通違反の月別検挙件数である。2023年7月以降、検挙件数は増加しており、2024年9月が最も件数が多くなっている（約4,500件）。これは前述したとおり、シェアリングサービスの普及が影響しているといえる。また、交通ルールが電動キックボードの利用者に浸透されていないことも交通違反が増加している要因の一つと考えられる。重大な事故を起こす可能性のある酒気帯び運転による検挙件数も同様に増加し、40件/月程度で推移している。

図2のとおり、交通違反で最も多いのは通行区分違反^{注1)}（57.9%）であり、次に信号無視（26.3%）となっている。この二つで全体の80%を超えており、違反防止に努めなければならない。また酒気帯び運転は、重大な事故を引き起こす原因であり、今後の動向に注意が必要である。



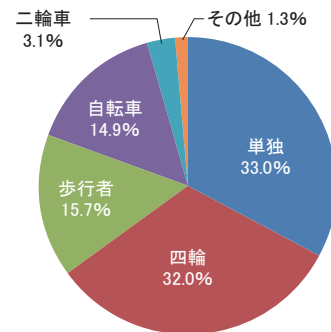
【図2】交通違反の検挙割合（2023年7月～2024年11月）
（出典：警察庁ホームページを基にMS&ADインターリスク総研作成）

図3は、警察庁が公表している事故の発生件数推移である。前頁図1の交通違反検挙件数と同様、増加傾向にあることがわかる。事故の内容は大小様々であるが、単独事故や、相手との接触事故などが含まれる。



【図3】事故件数推移（2023年7月～2024年11月）（出典：警察庁ホームページよりMS&ADインターリスク総研作成）

図4では事故類型の割合を示しているが、単独事故（33.0%）が最も多い。次いで四輪車との接触（32.0%）、歩行者との接触（15.7%）、自転車との接触（14.9%）とつづくが、単独事故が多いのは電動キックボードが不安定な乗り物であることから生じたものが要因と考えられる。事故の発生には利用者・相手とも負傷を伴う危険が想定され、交通ルールを守った安全運転を利用者に浸透させる必要がある。



【図4】事故類型の割合（2023年7月～2024年11月）
（出典：警察庁ホームページを基にMS&ADインターリスク総研作成）

5 日本における電動キックボードの今後の動向

前述したとおり、電動キックボードにおける課題は、事故を起こさない安全運転と違法駐車などのマナーであることは国内外で共通している。各国の電動キックボードの利用者層や交通事情によって対応は異なるものの、一つ一つ対策を重ねていくことが普及のカギとなる。

単位：件

(1)安全運転の対策

安全運転の対策には、まず利用者に交通ルールを守らせることが重要である。そのためには、自動車の免許制度と同様に交通ルールを知ってもらう必要があり、義務化は難しいものの講習などによる利用者の安全運転教育が有効であると考ええる。

一方、規制・罰則を強化することも利用者に安全運転を促す一つの手段であり、諸外国では速度制限、年齢制限などの規制を強化しているが、なかなか効果があがっていないのが現状のようである。取り締まる側の警察のリソースも限られている。

電動キックボードの事業者側では、飲酒運転防止として夜間（24～5時）のシェアリングサービスの利用禁止やGPSを活用した速度制限を導入している。

日本では関連事業者向けに安全運転のガイドラインを設けており、アプリを活用した安全講習会、運転マナー啓発、乗り方の説明動画を配信するなど、電動キックボードの安全運転に向けた取り組みが実施されている。また、電動キックボードのシェアリングサービスに初めて利用登録する際のテスト実施や、GPSを使った走行ルート検索機能の拡充、独自の交通違反点数制度（一定の点数でアカウント凍結）を導入している事業者もある。

(2)違法駐車に対する対策

諸外国のシェアリングサービスはフリーフロート型^{注2)}であり、違法駐車が多いことが大きな課題となっているが(図5)、日本のシェアリングサービスはステーションベース型^{注2)}なので事情が異なる。ただし、シェアリングサービスに限らず個人所有の増加も見込まれており、駐車スペースを確保することはやはり課題となっていくことが想定される。事業者が所有



【図5】街中に放置された電動キックボード（フリーフロート型）
（出典：Forbes Japan「世界最大「レンタル電動キックボード」市場の街パリのその禁止を決めるまで」（2023年10月10日）より抜粋）

する電動キックボードの台数の報告、適正配置、新規事業者の参入規制も、今後の検討課題となる可能性がある。

(3)電動キックボードのその他の課題

電動キックボードの普及には、前述した安全運転の徹底や違法駐車対策以外にも、以下のような課題があり、こうした課題解決に向けて早急に対応する必要がある。

- ①バッテリー寿命の長期化
- ②利用者層の拡大
- ③二輪による不安定性の改良

①バッテリー寿命の長期化

電動キックボードは自転車に比べて耐用年数が短い^{注3)}。そのため車両入れ替えやバッテリー交換の頻度が高く、廃棄による環境負荷が指摘されている。またバッテリーでは爆発による火災も発生しており、ロンドンでは、2021年12月から交通機関への持ち込みが禁止されている。バッテリーの寿命長期化や安全性の確保は安心して利用するための条件となりうる。

②利用者層の拡大

電動キックボードの利用者は、若年層かつ男性が中心であることがわかっている。そのため、利用者層の拡大ができれば、さらに市場が拡大する可能性がある。女性や高齢者の利用者数を増加させるには、安全性、利便性を訴求できればよいが、現状ではルール違反や事故が多いことでマイナスイメージの方が強い。

③二輪による不安定性の改良

電動キックボードは道路交通法改正によって「一般原付」から「特定小型原付」に移行されたことは冒頭で記載したとおりである。新たな区分として設けられた「特定小型原付」は、車輪数や着座の可否に制限がなく、規定サイズに収まれば、三輪型でも四輪型でも良いことになっている。

こうした乗り物は、二輪型電動キックボードの安定性の課題を解決し、また免許のない16歳以上や免許を返納した高齢者にとっても、近距離の移動手段として有効であると考えられている。

企業も商機と見て三輪型や四輪型、さらに着座式の「特定小型原付」を開発し、市場に進出を始めている。今後こうした乗り物のニーズが高まれば「特定小型原付」の利用が拡大するものと考えられる。

以上

参考文献・資料等

- 国土交通省「自動車の種類」
<<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001610955.pdf>>
(最終アクセス2025年3月14日)
- 警察庁「改正道路交通法の施行後における特定小型原動機付自転車等の状況等について」(2024年1月23日) <<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/council/newmobility0703.pdf>> (最終アクセス2025年3月14日)
- 警察庁「特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等について」
<<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/enzen/tokuteikogata.html>> (最終アクセス2025年3月14日)
- 社会システム株式会社「国内外の電動キックボードに関する調査」(2022年3月) <https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000141.pdf> (最終アクセス2025年3月14日)
- 東京都都市整備局「電動キックボードに関するインターネットアンケート」(2023年12月)
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/pdf/katsuyo_kyogikai_r05-02-02.pdf> (最終アクセス2025年3月14日)
- 谷口綾子他「諸外国における電動キックボードの導入実態と社会的受容」(2021年10月) <[https://shakovs.sk.tsukuba.ac.jp/Labo/ayakolab/pdf/research_theme/3-4-\(2\)-193.pdf](https://shakovs.sk.tsukuba.ac.jp/Labo/ayakolab/pdf/research_theme/3-4-(2)-193.pdf)> (最終アクセス2025年3月14日)
- 谷口綾子他「海外都市の専門家が懸念する電動キックボードシェアリング導入・運用の課題と助言」(2022年10月) <[https://shakovs.sk.tsukuba.ac.jp/Labo/ayakolab/pdf/research_theme/3-4-\(2\)-197.pdf](https://shakovs.sk.tsukuba.ac.jp/Labo/ayakolab/pdf/research_theme/3-4-(2)-197.pdf)> (最終アクセス2025年3月14日)
- 柴山多佳児「欧州での電動キックボードを取り巻く課題と対策」(2021年11月9日)
<https://www.jstage.jst.go.jp/article/iatssreview/46/3/46_211/_pdf> (最終アクセス2025年3月14日)
- 損害保険料率算出機構「新たなモビリティに関する法令上の整理」(2023年11月30日) <https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/pdf/autonomous_car_3.pdf> (最終アクセス2025年3月14日)
- 日本貿易振興機構(JETRO) ビジネス短信各種 他
<<https://www.jetro.go.jp/>> (最終アクセス2025年3月14日)
- 日本経済新聞「4輪特定小型原付き 快走」(2024年11月1日)
<<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ084505610R31C24A0TB2000/>> (最終アクセス2025年3月14日)
- 一般社団法人日本電動モビリティ推進協会「JEMPA」 <<https://jempa.org/>> (最終アクセス2025年3月14日)

注)

- 1) 車道と歩道又は路側帯の区分がある場合は、車道通行かつ左側端に寄って通行が必要。また、「普通自転車等及び歩行者等専用」の歩道は、時速6km以下で最高速度表示灯を点滅させて中央から車道寄り部分を走行
- 2) ステーションベース型は、ポートと呼ばれるスペースに車両が保管され、そこでレンタルの開始・返却が行われる。開始場所と返却場所は異なるポートでも構わない。一方フリーフロート型では、ポートのような返却場所は特定されておらず、一定の地域内であれば、乗り捨て可能である
- 3) 法定耐用年数は3年、バッテリーは通常一体型バッテリーで300回～400回充電可能。毎週1、2回の充電で耐用年数5年程度とされている



災害・事故情報

対象期間：2025年3月～2025年5月

〔本情報は、公開情報およびマスメディアでの報道等を基に作成しています〕

MS&ADインターリスク総研株式会社
RMFOCUS 編集部

分類	年月	事故・災害概要
火災・爆発	2025年3月	愛知県のバネメーカー工場で集塵機爆発による火災が発生、従業員2人が死傷した。自動車のサスペンション用のバネなどを生産しており、複数の自動車メーカーで調達が滞って生産ラインが停止するなど影響が広がった。
	2025年5月	都内の住宅建設工事現場で掘削作業中に爆発が発生、作業員や近隣住民10人が軽傷を負い、周囲の建物約40棟に窓ガラスが割れるなど被害が出た。掘削作業で地中に埋まっていたガスボンベが損傷し漏れたガスに火花が引火したとみられる。
自然災害	2025年3月	ミャンマー中部でマグニチュード(M)7.7の地震があった。中部バゴー地域で約20人が死亡。中部マングレー・北部ザガイン地域などにも被害は拡大した。隣国タイのバンコクでも強く揺れて建設中のビルが倒壊した。ミャンマー軍事政権は非常事態を宣言した。
航空機事故	2025年4月	長崎県対馬市の東方沖で、医療搬送用ヘリコプターが墜落、海上で転覆状態で発見された。搭乗者6人のうち、医師、高齢女性患者、付き添いの息子の3人が死亡した。運輸安全委員会は後部回転翼を制御する部品が破損していたと明らかにした。
施設安全	2025年3月	山口県の県道脇で、柵がない水路に自転車が転落して負傷し後遺症を負ったとして、男性(20)が県に約7,600万円の損害賠償を請求した訴訟の判決で、山口地裁下関支部は管理に瑕疵があったとして約2,200万円の支払いを命じた。
業務遂行	2025年5月	秋田県の海浜公園で、風力発電の風車羽根が折れて落下し、その付近で男性(81)が倒れているのが発見された。男性は意識不明の状態 で病院に搬送され、その後死亡。頭部に裂傷を負っており、県警は落下した風車の羽根が男性に当たった可能性があるとして捜査している。
製品安全	2025年4月	非鉄金属メーカーが納入したケーブルについて不良があるとして、電気機器メーカーが約70億円の損害賠償を求めている訴訟で、和解が成立した。東京地裁からの和解提案を経て、納入したメーカーが最終的に48億円を支払う。
労働安全	2025年3月	大分県海運会社の社員(30)が自殺したのは上司のパワハラが原因だとして、両親が同社などに約6,800万円の損害賠償を求めた訴訟で、福岡地裁は同社と上司に連帯して約6,600万円の支払いを命じた。上司の送ったメール内容をパワハラと認定し自殺との因果関係を認めた。
	2025年3月	書店の支店長が脳内出血を発症し後遺症を負ったのは長時間労働が原因だったとして、書店側に約1億円の損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁は業務との因果関係を認め、約5,600万円の支払いを命じた。
システム障害	2025年4月	高速道路で自動料金収受システム(ETC)の障害が発生。17路線8都道府県の100カ所を超える料金所でETCが一時利用できなくなった。一部料金所のレーン閉鎖で渋滞が起き、交通事故も起きるなど影響が広がった。応急復旧の作業後、約38時間後に運用を再開した。
情報セキュリティ	2025年4月	サイバー攻撃で自社の法人向けセキュリティサービスの利用者407万人分の情報が流出した可能性があるとIT企業が発表した。そのうちメールアドレス31万件超が実際に漏えいした。同サービスで使っていた他社製のソフトウェアが原因だったとしている。
インフラ障害	2025年4月	スペインとポルトガルの全域で大規模な停電が発生、電話・インターネット通信や鉄道・道路など交通機関がまひし、航空便も欠航が相次いだ。企業や政府機関は臨時閉鎖した。電力網は翌日には復旧したが、停電の原因は不明。スペイン検索当局はサイバー攻撃の可能性も含め調査している。

» 「空飛ぶクルマの社会受容性等に関する調査(第4回)」について ～安心・安全で快適なエアモビリティ社会の実現に向けて～

空飛ぶクルマが実現すると答えた消費者は44.1%と低下傾向 市場性と社会受容性双方を高めるための課題とその克服の条件の理解が重要

MS&ADインシュアランス グループのMS&ADインターリスク総研株式会社(社長:宮岡 拓洋)は、空飛ぶクルマに対する消費者の意識や社会受容性を把握し、商品・サービスの高度化と新たな開発に活かすことを目的に、「空飛ぶクルマの社会受容性等に関する調査(第4回)」を実施しました。

MS&ADインターリスク総研では、2020年9月、2021年8月および2024年2月に、移動に関する様々な課題を解決する次世代モビリティとして期待される空飛ぶクルマに関して調査を実施し、今回2025年2月にも空飛ぶクルマの社会受容性等に関する調査を実施しました。

本調査および過去調査結果から、空飛ぶクルマが実現すると回答した消費者は年々低下傾向にあることが確認されました。本調査実施前の2024年9月に大阪・関西万博での商用運航からデモフライトへの方針切り替えの発表があり、こういった影響により、空飛ぶクルマの実現に対する懐疑的な

意見が増えたためとも考えられます。一方で、空飛ぶクルマに対して期待していることとしては「渋滞のない移動」や「移動時間の短縮」といった回答が多く、過去調査結果同様に交通の利便性向上への期待があることも確認されました。

なお、空飛ぶクルマの実現に向けて国土交通省では、「空の移動革命に向けたロードマップ」に基づき、機体や運航の安全基準、操縦者の技能証明、離着陸場等の基準の整備および、空飛ぶクルマの初期運航に必要な情報提供・モニタリング等を行うための施設整備等を進めています。

今回の調査結果を踏まえて、MS&ADインターリスク総研はこれまでの次世代モビリティ領域におけるリスクマネジメントに関する知見を活用するとともに、次世代エアモビリティサービスの安全性・社会受容性向上に加え、サービスの普及による地域の様々な課題の解決に貢献していきます。

1 空飛ぶクルマに関する意識調査

(1)調査の概要

- ①調査方法: Webによるアンケート
- ②調査対象: 15歳～89歳の男女個人
- ③回答数: 2,800人

※渋滞や渋滞による公害などの課題解決の手段として期待されていると考えられる大都市圏(グループ①)、大都市からのアクセスや県内でのアクセスの課題解決の手段として期待されていると考えられる地域(グループ②・③)、その他の地域(グループ④)を設定し、各グループ下記の

回答数を収集しました。また、性別、年代がほぼ均等となるよう割付を実施しました。

- 「グループ①」東京都・大阪府在住者: 800人
- 「グループ②」長野県・大分県在住者: 800人
- 「グループ③」山梨県・石川県在住者: 800人
- 「グループ④」上記以外の在住者: 400人

- ④実施時期: 2025年2月

(2)調査の背景、目的

①背景

空飛ぶクルマの社会実装に向けて、2018年より「空の移動革命に向けた官民協議会」が設置されました。空飛ぶクルマが重要な政策と位置付けられ、政策や法整備の検討が進められています。また自動車や鉄道のように身近な存在としての日常の移動など居住区近くでの運航の他、中山間地帯や離島での移動、観光(空港や駅から観光地への移動を含む)、災害時の救助など、様々なユースケースも検討

されています。

空飛ぶクルマの社会実装には、ネガティブなイメージを持っている人の受容性を高めるための課題とその克服のための条件を見極めることが必要です。そのためには、社会(利用者を含む)がこの新しいモビリティに関する官民等の動きをどう受け止め、何を期待し、何に不安を覚えているのかを理解することが重要です。

②目的

- (ア) 日常利用するモビリティに対する不満や期待を明らかにしつつ、空飛ぶクルマに対する期待や不安・課題などを浮き彫りにする。
 - (イ) 空飛ぶクルマに対して、回答者の属性によって異なる意見等を持っているとの仮説のもと、期待や不安・課題などを浮き彫りにする。
- 【今回考慮した属性】
- (a) 住所(都道府県、郵便番号)
 - (b) 性別
 - (c) 年齢
 - (d) 職業
 - (e) 年収
- (ウ) 過去データと比較し経年変化を把握する。

③調査項目

- 調査項目は以下のとおりとし、計54問の質問を行いました。
- ・日常利用するモビリティの課題と期待するソリューション
 - ・空飛ぶクルマに関する認知度と実現への期待
 - ・利用者としての期待・不安
 - ・社会としてのベネフィット・不安

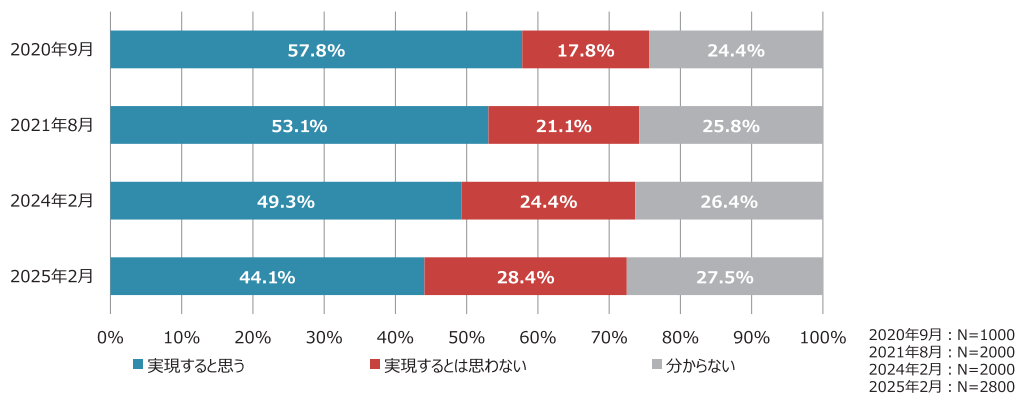
③調査結果の概要

- ①2025年2月の調査では空飛ぶクルマが実現すると思うと答えた人の割合は44.1%でした。2020年9月の調査は57.8%、

2021年8月は53.1%、2024年2月は49.3%となり、徐々に減少していました(図1)。

Q あなた自身は、「空飛ぶクルマ」は実現すると思いますか。(年別比較)

- ✓ 2020年9月では57.8%の人が「空飛ぶクルマは実現する」と回答していたが、2021年8月には53.1%、2024年2月には49.3%、2025年2月には44.1%と、徐々に減少している。



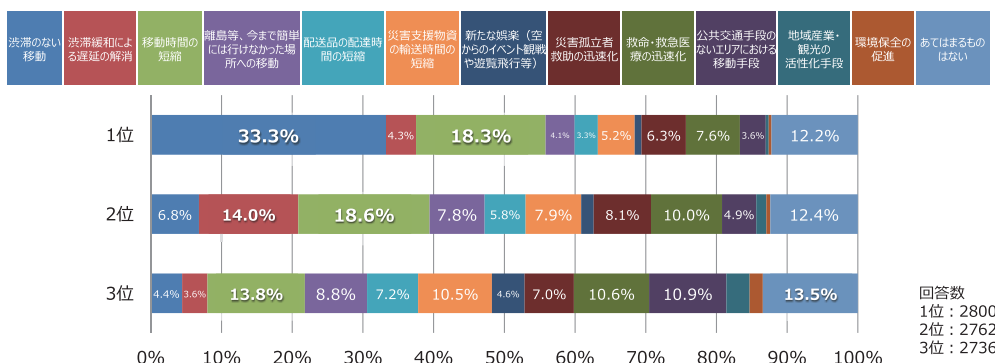
【図1】空飛ぶクルマの実現可能性

②空飛ぶクルマに対して期待することとして1位の回答は「渋滞のない移動」が最も多い結果となりました。次いで「移動時間の短縮」が多い結果となりました。過去の調査でもこの

2項目は多くっており、空飛ぶクルマの社会実装による日常移動の利便性向上が期待されていることが確認されました(図2)。

Q あなたが現在お住いの地域において「空飛ぶクルマ」に対してどのようなことを期待しますか。期待する順に3つお選びください。※「2位」は、「1位」で回答されていないものの中からお選びください。※「3位」は、「1位」と「2位」で回答されていないものの中からお選びください。(2025年2月調査) (全体)

- ✓ 1位の回答が最も多いのは「渋滞のない移動」の33.3%であった。
- ✓ 次に多いのは「移動時間の短縮」で18.3%であった。また「移動時間の短縮」は、2位・3位での回答数も多く、総回答数は最も多い項目となった。



【図2】空飛ぶクルマに対して期待すること

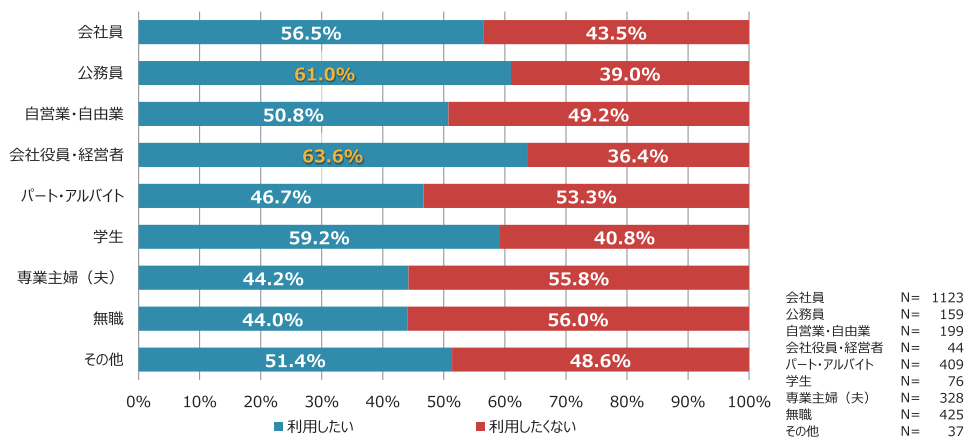
③職業別に空飛ぶクルマが実現したら利用したいと思うと答えた人の割合が最も多かったのは、「会社役員・経営者」の63.6%であり、次に多かったのは「公務員」の61.0%でした。反対に利用したくないと思うと答えた人の割合が多かった

のは、「無職」の56.0%で、専業主婦(夫)が続いていました。本結果より、空飛ぶクルマの利用希望が、職業毎に異なっていることが確認されました(図3)。

Q 「空飛ぶクルマ」が実現したら利用したいと思いますか。(職業別)

※ここでは利用料金は無いものとして考えください。(2025年2月調査)

- ✓ 職業別では、「空飛ぶクルマ」を利用したいと答えた割合が最も高かったのは、会社役員・経営者の63.6%で、次いで公務員の61.0%であった。また、最も低かったのは無職の44.0%であった。



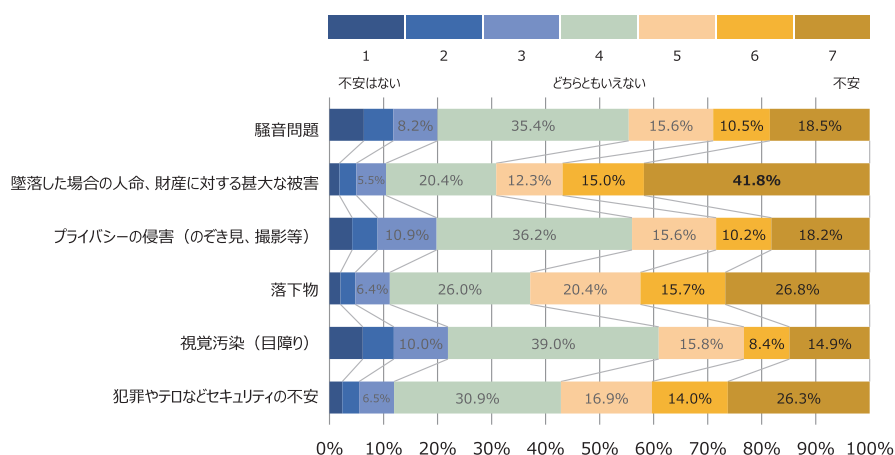
【図3】空飛ぶクルマの利用意向(職業別)

④利用者以外の(空飛ぶクルマの飛行ルートや離着陸場周辺住民としての)立場において、「空飛ぶクルマ」に対する不安という面では、1番目に多かったのは「墜落した場合の人命、財産に対する甚大な被害」であり、「落下物」がこれに続きました。これらは過去の調査でも同じ結果でした。空飛ぶ

クルマが墜落したり建物等に衝突しないことや、荷物等を落とさないこと、騒音を出したり犯罪に悪用されたりしないこと等、属性にかかわらず共通の不安を有しているものと考えられます(図4)。

Q 自宅の上を「空飛ぶクルマ」が飛ぶ場合、以下の事柄についてそれぞれ7段階でどの程度不安に感じますか。ただし、空飛ぶクルマやオペレーターは従来のヘリコプター事業のように国に認証を受けている前提です。(2025年2月調査)

✓ 自宅の上を飛ぶ場合に感じる不安では、「墜落した場合の人命、財産に対する甚大な被害」が最も多く、「落下物」が次に多い結果となった。



【図4】空飛ぶクルマが自宅の上空を飛ぶことに対する不安

(4)まとめ

- ①今回の調査により、利用者を含む社会が、現在の移動手段に対して抱えている不満や課題、空飛ぶクルマに対する期待、不安について地域や属性等の特性を踏まえた結果を示すことができました。
- ②社会受容性の観点からは有事の際のスキームや不安要素についての対策に取り組む必要があることを、明らかにすることができました。

- ③空飛ぶクルマの社会実装に向け、市場性、社会受容性双方を高めるための課題とその克服のための条件を理解し、特に利用者の立場においては、地域、属性等の特性を踏まえた対策を講じる必要があると考えられます。

2 今後の取り組みについて

MS&ADインターリスク総研で過去に実施した調査との比較によって、日本と海外の利用者／社会の意識の差や認知度の差等を分析するとともに、継続的な調査を行うことで、MS&ADインシュアランス グループとして、安心・安全

な空飛ぶクルマの社会実装に向けた社会課題の解決に貢献していきます。

以上

〈本号に寄稿していただいた方(敬称略)〉

寺門 峻佑(てらかど しゅんすけ)

【略歴】

TMI総合法律事務所パートナー弁護士・TMIプライバシー&セキュリティコンサルティング株式会社取締役。日本国・ニューヨーク州弁護士、情報処理安全確保支援士。

内閣サイバーセキュリティセンタータスクフォース、滋賀大学データサイエンス学部インダストリアルアドバイザー、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)技術委員などを歴任。国内外のデータ保護法対応・セキュリティインシデント対応、プラットフォーム開発・ライセンスビジネス等のIT・海外展開に関する法務、IT関連の国内外紛争・不正調査案件を主に取扱う。

芥川 詩門(あくたがわ しもん)

【略歴】

TMI総合法律事務所アソシエイト弁護士。国内外のデータ保護関連法対応、通信規制対応のほか、IT・AI関連分野、紛争対応その他一般企業法務を幅広く扱う。

近時の著書として「データ利活用のビジネスと法務」(中央経済社、2024)、雑誌連載「ヘルスケアデータ利活用の法律実務」(医薬品企業法務研究会、2023~2024)、「自社製品・サービスへのサイバー攻撃対応の企業実務 組織的・法的対策の進め方」(中央経済社、2025)等(いずれも共著)がある。

中山 翔太(なかやま しょうた)

【略歴】

TMI総合法律事務所アソシエイト弁護士。国内外のサイバーセキュリティ・データ保護関連法対応、通信規制対応のほか、IT関連分野、ファイナンス、紛争対応その他一般企業法務を幅広く扱う。

近時の著書として雑誌連載「サイバー攻撃手法別セキュリティインシデント対応の総点検」(中央経済社、2024)、「特別企画 EUの「AI規制」最新動向等」(中央経済社、2024)(いずれも共著)がある。

新井 卓二(あらい たくじ)

経営学者 Ph.D.(学術)、MBA(経営管理)

【略歴】

ビューティ&ウェルネス専門職大学・専任教授、大阪公立大学・客員教授、山野美容芸術短期大学・特任教授、明治大学・講師(非常勤)。新井研究室主宰、日本ヘルスケア協会健康経営推進部会 副部長、社会的健康戦略研究所 運営委員 特別研究員。経済産業省の委員、人事院の有識者、大阪府の有識者等を歴任。

証券会社勤務を経て、ヘルスケアの株式会社を起業し売却。その間、明治大学ビジネススクールTA、昭和女子大学研究員、山野美容芸術短期大学講師を経て現職。

著書に『経営戦略としての「健康経営」』、『ヘルスケア・イノベーション』、『最強戦略としての健康経営』、『入門 ビューティービジネス』、『改訂 最強戦略としての健康経営』他、『「健康経営」の投資対効果の分析』等、健康経営の論文多数。2024年8月「健康経営・ヘルスケア・ビューティの研究」を発刊。

RMFOCUS

<i>Risk</i>	リスク
<i>Management</i>	マネジメント
<i>Find</i>	リスクの発見
<i>Observe</i>	リスクの認識
<i>Control</i>	リスクの制御
<i>Undertake</i>	リスクの引受
<i>Solve</i>	リスクの解決

RMFOCUS(第94号)／2025年7月1日発行

発行／MS&ADインターリスク総研株式会社 営業企画部

発行者／新井 良裕

編集長／竹中 理恵

【照会先】〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105

ワテラスアネックス

<https://www.ircic.co.jp/>

(無断転載はお断りいたします)



※バックナンバーは
こちら

